平成 29 年

富岡町議会会議録

第5回定例会

6月13日開会~6月14日閉会

富 岡 町 議 会

平成29年第5回富岡町議会定例会会議録目次

第1	Н	6月	1	3 E	(火曜	日)

○議事日程
○本日の会議に付した事件 ····································
○出席議員
○欠席議員
○欠員議員
○説明のため出席した者
○事務局職員出席者
開 会 (午前10時00分)5
○開会の宣告
○開議の宣告
○議事日程の報告
○諸般の報告
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○諸報告
○議案の一括上程
○提案理由の説明及び一般町政報告 1 1
○一般質問
宇佐神 幸 一 君
早 川 恒 久 君
遠 藤 一 善 君
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
○散会の宣告 ····································
散 会 (午後 1時40分)38
第2日 6月14日(水曜日)
○議事日程4 1
○本日の会議に付した事件4 1
○出席議員 ························· 4 1
○欠席議員

○欠員議員4 2
〇説明のため出席した者 4 2
○事務局職員出席者
開 議 (午前10時00分)44
○開議の宣告
○議事日程の報告44
○会議録署名議員の指名
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 4 4
○委員会報告
○動議の提出
○閉会の宣告 ····································
閉 会 (午後 零時30分)71

第5回定例町議会

(第 1 号)

平成29年第5回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成29年6月13日(火)午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
 - 1、監査委員報告
 - 2、議会運営委員会報告
 - 3、議会報編集特別委員会報告
 - 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
 - 5、総務常任委員会報告
 - 6、產業復興常任委員会報告
 - 7、委員会報告

日程第4 議案の一括上程

発議第 2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第14号 平成28年度富岡町継続費繰越しの報告について

報告第15号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第16号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第17号 専決処分の報告について

議案第56号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについ て

議案第57号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第58号 不動産の取得について

議案第59号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

議案第60号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第61号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発議第 2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第14号 平成28年度富岡町継続費繰越しの報告について

報告第15号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第16号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第17号 専決処分の報告について

議案第56号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについ て

議案第57号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第58号 不動産の取得について

議案第59号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

議案第60号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第61号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告
- 7、委員会報告

日程第4 議案の一括上程

発議第 2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第14号 平成28年度富岡町継続費繰越しの報告について

報告第15号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第16号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第17号 専決処分の報告について

議案第56号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについ

7

議案第57号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第58号 不動産の取得について

議案第59号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

議案第60号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第61号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発議第 2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○出席議員(13名)

1番	渡	辺	英	博	君	2番	高	野	匠	美	君
3番	渡	辺	高	_	君	4番	堀	本	典	明	君
5番	早][[恒	久	君	6番	遠	藤	_	善	君
7番	安	藤	正	純	君	8番	宇包	左神	幸	-	君
10番	高	野		泰	君	11番	黒	澤	英	男	君
12番	高	橋		実	君	13番	渡	辺	三	男	君
14番	塚	野	芳	美	君						

○欠席議員(なし)

○欠員議員(1名)

○説明のため出席した者

町	•	長	宮	本	皓	_	君
副	町	長	高	橋	浩	_	君
副	町	長	滝	沢	_	美	君
教	育	長	石	井	賢		君
会	計管	理 者	三	瓶	直	人	君
参総	· 事 · 務 i	兼長	伏	見	克	彦	君
企	: 画 記	果長	林		紀	夫	君

税務課長 君 小 林 元 健康福祉課長 植 杉 昭 弘 君 住 民 課 長 斉 藤 宏 君 参 事 兼 生活環境課長 渡 弘 道 辺 君 産業振興課長 君 猪 狩 力 復興推進課長 黒 沢 真 也 君 復 旧 課 長 瓶 君 清 参 事 兼 教育総務課長 井 和 弘 君 石 拠点整備課長 竹 原 信 也 君 参 事 兼 郡 山 支 所 長 野 利 行 君 いわき支所長 \equiv 瓶 雅 弘 君 総務課課長補佐 遠 藤 博 生 君 代表監査委員 坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

 議事務局長
 志
 智
 智
 零

 表務局長
 大和田 豊 一
 志
 志

 議席務主
 無
 田
 志

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第5回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る6月6日の議会運営委員会において 審議をしていただきました。その結果、会期は本日から明日までの2日間とする旨の答申を受けてお りますので、ご報告いたします。

次に、去る6月2日、平成29年度福島県町村議会議長会の定期総会が開催されました。その席上、議会議員として20年以上地方自治の振興発展に寄与、貢献された功績により、福島県町村議会議長会より自治功労表彰の伝達が行われました。本町議会からは、黒澤英男君が表彰の栄に浴されております。心よりお祝いを申し上げます。

よって、ただいまより黒澤英男議員に表彰状の伝達を行いますので、暫時の間よろしくお願いいたします。

〔表彰状の伝達〕

○議長(塚野芳美君) 次に、平成29年第3回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について文書を もって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

また、陳情書1件を受理しております。この写しもあわせて配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 早川恒久君

6番 遠藤一善君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(塚野芳美君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から14日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監查委員(坂本和久君)登壇〕

○代表監査委員(坂本和久君) 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より報告いたします。

29監第4号、平成29年6月13日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、堀本典明。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。(1) 平成29年2月、3月、4月分。4月分については、平成28年度4月、 平成29年度4月。(2) 一般会計及び特別会計、(3) 歳入歳出外現金。

- 2、検査の時期。平成29年3月21日、4月21日、5月19日。
- 3、検査の結果。(1)収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2)違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3)検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下は朗読を省略いたします。

以上です。

○議長(塚野芳美君) 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

[議会運営委員会委員長(遠藤一善君)登壇]

○議会運営委員会委員長(遠藤一善君) 報告第12号、平成29年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1) 議案審議について、(2) 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について、(3) 6月定例会の会期及び日程について、(4) その他、①一般質問について、②陳情について、(3)その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成29年6月6日午前9時15分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員4名、欠席委員1名、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について、6月定例会に町長提出予定の議案等の内容について総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。諮問案件1件、報告案件4件、人事案件1件、条例の一部改正案件1件、財産(不動産・動産)の取得又は処分案件1件、補正予算案件3件、合計11件。(2)富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について、6月定例会において各常任委員会の所管する課等を変更する件について、議員発議として議会に提出することに決した。(3)6月定例会の会期及び日程について、6月定例会の会期日程については、会期を6月13日から14日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(4)その他、①一般質問について、一般質問の通告3名について議会事務局長より説明を受けた。②陳情等について、国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童の十分な就学支援を求める意見書、以上の1件の陳情について審議し、全議員に周知することに決した。③その他、委員会の傍聴については、富岡町議会委員会傍聴規則に則り、委員長が委員会で審議する内容等を鑑み、傍聴の可否を慎重に決定することを再度確認した。

○議長(塚野芳美君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、堀本典明君。

[議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君)登壇]

○議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君) 報告第13号、平成29年6月13日、富岡町議会議長、 塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。審査報告書、本委員会は、付託された事件に ついて審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回~第3回、(1) とみおか議会だより第190号の編集について、(2) その他。第4回、(1) とみおか議会だより第190号の最終校正について、(2) その他。

- 2、審査の経過。審査の経過は記載のとおりでありますので、お読み取りお願いいたします。
- 3、審査の結果。第1回~第3回、(1)とみおか議会だより第190号の編集について。とみおか議会だより190号企画表に基づき、議会報編集の分担を決めた。巻末「ちょっとひとこと」は、復興の集いでよさこいを踊っていただく「チーム富岡さくらYOSAKOI」代表の伊藤孝氏と「とみおかWASSE」代表の松井好子氏に寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第190号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第190号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。福島県町村議会報クリニックに提出する議会報を第189号とすることに決した。
- ○議長(塚野芳美君) ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。 これより質疑を許します。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、字佐神幸一君。

[原子力発電所等に関する特別委員会委員長(宇佐神幸一君)登壇]

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長(宇佐神幸一君) おはようございます。報告第14号、 平成29年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。審査の報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、1、福島第一原子力発電所の視察について、2、その他。第2回、1、原子力発電所通報連絡処理(平成29年2月・3月・4月分)について、2、東京電力(株)福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、

その他。

- 2、審査の経過は、お手元に配付した資料のとおりでございますので、ご一読ください。
- 3、審査の結果。第1回、1、福島第一原子力発電所の視察について。原発事故から6年が経過し た現在の福島第一原子力発電所の現況を把握するために視察を実施した。原発構内でも全面マスクを 必要とする作業地域はごく一部となっており、作業員の休憩所や食堂、コンビニなども整備されたこ とで労働環境は格段によくなったと感じた。一方で、構内にはいまだにおびただしい数の汚染水タン クが置かれており、また原子炉建屋近辺ではバスの社内でも線量が300マイクロシーベルトを超える 数値を示す箇所もある。一時の緊急事態は脱したとはいえ、まだまだ予断を許さない状況であると改 めて感じた。原発の廃炉作業は、今後長きにわたって続けていかなくてはならない。そのためには、 原発で働く作業員を確保するためにさらなる労働環境の整備に努めることと作業中に起こった事故や その対応等を迅速に正確に当町を含めた原発立地町に伝え、今まで以上に地元地域と東電との信頼関 係を構築していくことが重要であると要望した。第2回、1、原子力発電所通報連絡処理(平成29年 2月・3月・4月分)について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並び に福島第二原子力発電所の通報内容について生活環境課より説明を受けた。2、東京電力(株)福島 第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。 廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス(株)よ り説明を受けた。G6エリアのフランジタンクから水が漏れていることを発見。漏れた水は、堰内に たまっており、くみ上げ後角形銅製タンクに移送し、その後タービン建屋に移送を開始したとの説明 を受けた。議員からは、フランジタンクからの水漏れやメガフロートの係船ロープが切れるなど突発 的な事故に対して適切に対処するよう求める声や避難指示解除から数カ月がたっても東京電力の廃炉 に向けた取り組みの進捗が見えていないので、少しずつでも進捗している姿を町民に見せるべきでは との意見が出された。3、その他、相当期間が切れる来年3月以降の賠償基準や家屋解体時に庭木・ 庭石を自費で処分した方への賠償方針などの質問が出された。東京電力として、今後の福島第二原子 力発電所のあり方をどう考えているか意見を求めた。

以上、報告いたします。

○議長(塚野芳美君) ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。 これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) これをもって質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。 お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については、文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回 の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許可いたします。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- ○議長(塚野芳美君) 次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(塚野芳美君) 以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、議会報編集特別委員会において議会広報研修を実施しておりますので、委員長より報告を求めます。

4番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君)登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君) 報告第17号、平成29年6月13日、富岡町議会議長、 塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。調査研修報告書、本特別委員会は、付託され た事件について調査研修を実施したので、報告いたします。

議会報編集特別委員会議会広報研修報告書。1、目的。議会広報の編集技能を高め、議会に対する 住民の理解と関心を深める議会報編集に寄与するため。

- 2、研修名称等。名称、平成29年度町村議会報研修会、場所、郡山市ビッグパレットふくしま。日時、平成29年5月22日月曜日午後1時から午後4時半まで。
 - 3、参加者。参加者は、委員全員であります。
- 4、研修の概要。講演「もっと身近に、もっと読まれる 議会広報紙づくり」。議会広報はどう変わってきたか。議会広報の6つのポイント。議会広報クリニック、エディター・広報アナリスト、吉村潔氏。
- 5、所見。最近各町村議会の議会報の作成に力を入れている。言うまでもなく、議会報は議会活動を町民にわかりやすく伝えるという責務を担っているが、これまでは多くの議会が定例会の結果報告という意味合いで作成していた。それが「住民参加型」の広報に変わってきている。これだけ情報があふれた現代において、町民の目を引き、手に取って読んでもらうものをつくるというのは、本当に難しい。今回の講演で改めてそのことを痛感するとともに、これまで培ってきた編集技術をもとに、さらなる工夫を凝らし、多くの町民に受け入れられる議会報の編集に取り組んでいきたい。

また、今回議会報クリニックで当町の議会だより189号を講師に診断していただいた。大見出しと 小見出しを使い分けることによって町民に知らせたい情報の強弱をつけたほうがわかりやすい部分が あるとの指摘を受けたが、紙面構成についてはおおむね高評価をいただいた。特に議会報に記載した QRコードを読み取ることによって一般質問を視聴できる手法は、読み手のチャンネルをふやし、紙 媒体と電子媒体をつなぐとてもよい手法であると評価をいただいた。今後ともこれまで積み重ねてき た当町の議会報の色を大切にしながら、研修や他自治体の議会報のよいところを新たに取り入れ、読 みやすく、わかりやすい議会報の編集に努めていきたいと考える。

以上、議会報編集特別委員会の議会広報研修の所見といたします。

○議長(塚野芳美君) 以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を議題といたします。 町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。 町長。

[町長(宮本皓一君) 登壇]

○町長(宮本皓一君) 皆さん、おはようございます。平成29年第5回富岡町議会定例会を開催する に当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議 案につきましてご説明申し上げます。

この4月1日、町ではかねてより目標としておりました一部地域の避難指示解除が実現いたしました。このことは、ふるさと富岡の復旧、復興に向けた新たなステージの幕あけであり、ようやく町再生のスタートラインに立ち、まさに一歩を踏み出したところであります。議員の皆様のこれまでのご尽力に改めて感謝を申し上げます。

「さくらモールとみおか」の全館オープン、いわき、富岡間のバス路線及び町内循環バスの運行開始、そして災害公営住宅の入居開始などこれまで進めてきた施策が実を結んできておりますとともに、警察署を皮切りに、国や県の機関も徐々に町内での業務を再開するなど町内における生活環境の整備も着々と進展しております。4月8日には、修繕を終えた学びの森において帰還開始記念式典を開催し、議員の皆様を初め多数の方々のご臨席を賜りました。また、昨年まで広野町で開催しておりました復興の集いもあわせて町内で開催し、首相や関係閣僚にもおこしいただくなど多くの方のご参加を

いただき盛大にとり行うことができました。

一方、帰還困難区域につきましては、いまだ立ち入りや居住に制限があります。常々申し上げておりますが、帰還困難区域の再生なくして真の町の復興はなし得ません。先月開催の全員協議会において、改正福島特措法について国より説明を受けましたが、制度の詳細が固まり次第関係機関との協議を行い、特定復興再生拠点区域の設定などの作業を着手してまいります。あわせまして、いまだ避難先において生活を続けざるを得ない町民に対する支援につきましても、丁寧に状況を把握しながら対応してまいる考えに変わりはありません。

繰り返しになりますが、町は復興に向けた一歩を踏み出したところであります。この小さなともしびを絶やすことなく、これまで展開してきたさまざまな施策を継続、発展させながら、避難先を含めた生活環境の整備と帰還困難区域の再生に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続いて、3月定例議会以降の町政についてご報告いたします。まず、総務課所管の業務について申し上げます。8月5日に任期満了となる富岡町長選挙と同日執行となる富岡町議会議員補欠選挙につきましては、7月20日に告示、同30日投票として執行いたします。既に広報とみおかにて周知しておりますが、引き続き広報やホームページなどにより周知を図り、投票率の維持向上に努めてまいります。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、災害公営住宅整備事業についてご報告いたします。第2期第2工区として曲田地区に建設整備中であります1棟40戸の災害公営住宅につきましては、予定どおり工事が進捗し、本年8月末には住宅の引き受けが可能となったことから、本定例会に不動産の取得議案を上程しておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。また、栄町地区に第2期第3工区として建設整備を進めております1棟50戸の災害公営住宅につきましても、順調に工事が進捗しており、次の定例会に取得の議案を上程すべく準備を進めているので、あわせてご報告いたします。

次に、産業団地、交流公園の整備についてご報告いたします。産業団地、交流公園の整備につきましては、昨年度整備構想の取りまとめを行い、復興庁を初め国担当省庁と整備財源の調整を行ってまいりました。今年度は、現地の測量詳細設計を行い、並行して事業用地の取得を進めることとしており、業務委託により測量、設計作業に着手するとともに、先月末に地権者説明会を開催し、土地所有者など地権者の皆様への説明を開始したところであります。今後は、戸別訪問による説明を重ね、地権者の皆様のご要望を可能な限り設計などへ反映させるとともに、地権者各位のご協力をいただき、来年度からの整備工事着工着手を目指してまいります。

次に、帰還困難区域の再生についてご報告いたします。冒頭でも申し上げましたが、帰還困難区域 全域の再生は、ふるさとを未来につなげ、本町の将来を切り開いていくため、そして本町の真の復興 を果たしていくために欠くことのできないものであると考えております。先般福島復興再生特別措置 法の改正は、帰還困難区域の再生のみならず、本町全体の復興を後押しするものと大いに期待するところであります。まずは、帰還困難区域再生ビジョンの素案をもとに、帰還困難区域の住民の皆様と意見交換を重ねるとともに、国において関係省令などが整備された後速やかに区域の設定や計画策定が行えるよう並行的に国、県、担当部局との協議を進めてまいります。また、特定復興再生拠点区域以外の区域につきましても、帰還困難区域全域の再生構想を取りまとめ、当該区域の再生について継続して協議してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。避難指示区域の一部解除に伴い、町へ戻られた方や転入者に提出いただいている町内居住届出は、6月1日現在111世帯172人となっております。届けていただいた情報は、町からの郵便物送付や統計などにとどまらず、居住されている町民の安全、安心のための取り組みなど関係機関と連携したさまざまな取り組みの基礎データとして共有、活用しております。また、避難先の住宅などから町内のご自宅や富岡町災害公営住宅などに転居された世帯に対する早期帰還移転補助金事業は、4月17日より受け付けを開始し、6月9日現在41件の申請を受け付けております。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。まず、双葉医療センターについてご報告いたします。2次救急医療機関双葉医療センターにつきましては、去る6月7日に建設予定地において復興大臣や福島県知事を初め、地元住民の代表者など多くの関係者のご臨席のもと、安全祈願祭及び起工式がとり行われました。福島県病院局では、ことし4月から富岡町文化交流センター内の事務室を仮事務所として職員を常駐させ、平成30年4月開院に向けた準備を始めているところでございます。

次に、平成29年度富岡町敬老会についてご報告いたします。震災以降郡山市といわき市を会場として実施してまいりました敬老会につきましては、今回より会場を富岡町総合体育館に戻し、9月15日の開催を予定しております。ことしもより多くの皆さんにご参加いただけるよう事前アンケートを実施し、送迎バス乗車場所や送迎家族への配慮など丁寧な対応をしていきたいと考えております。また、アトラクションには、復興コンサートなどに積極的に参加するなど被災者支援に取り組んでおられる福島県出身の民謡歌手、福本えみさんをお招きする予定でありますので、申し添えます。

次に、復興推進課の業務について申し上げます。まず、町内の除染についてご報告いたします。現在町内では、昨年度に引き続き帰還困難区域に隣接する小浜、王塚地区の除染、里山再生モデル事業として、グリーンフィールド周辺の除染がそれぞれ進められております。また、避難指示解除後も放射線への不安のある町民に対し、環境省及び町職員がご自宅に伺って現地調査を行うなど不安の払拭に向けた取り組みを継続的に進めております。今後は、改正福島特措法の施行により、帰還困難区域の除染やインフラ整備が加速してまいります。少しでも多くの町民がふるさとに戻れる環境をできるだけ早い時期に整備するため、環境省に対してはこれまでとは違う除染工法の実施も視野に入れ、丁寧かつ確実な除染の実施を強く求めていく考えであります。

次に、町内家屋解体工事についてご報告いたします。5月末現在、町民からの解体申請件数は2,115件

となっており、これまで1,328件の解体が完了しております。今後も申請数は増加してまいりますが、 これまで解体申請をされている物件につきましては、本年度工事で全て完了することを環境省より確 認しております。

次に、町民の放射線健康管理対策についてご報告いたします。これまで県内5つの医療機関と連携し町民の内部被曝検査を実施してまいりましたが、町内富岡診療所においても毎月実施しており、4 月以降町民はもとより、周辺施設で働く方々を中心に受診されております。また、長崎大学との包括連携協定による活動では、個人線量計による外部被曝線量評価や触診などの放射能測定結果の説明を町民宅を訪問し実施しております。

次に、生活環境課の業務について申し上げます。富岡消防署の新庁舎建設工事についてご報告いたします。富岡消防署につきましては、帰町する町民が安心して生活できる環境づくりの一助とするため、町が王塚地内に用地を取得し、本年5月22日に起工式を迎え、工事を進めております。完成予定は、平成30年3月下旬であり、同4月からは新庁舎での業務開始を予定しております。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。まず、複合商業施設の運営についてご報告いたします。本施設につきましては、グランドオープンから2カ月余りが経過し、連日町内外の多くの方にご利用いただいております。今後とも入居テナント事業者、指定管理者などの関係各位と協力し、双葉郡内の生活環境拠点として本施設の適正な運営に努めてまいります。

次に、生活交通整備事業についてご報告いたします。本年4月1日よりいわき、富岡間を結ぶ町内 復興拠点内を巡回する路線バスと町内避難指示解除区域を運行エリアとするデマンドバスの運行を開 始いたしました。今後もさらなる生活交通環境の充実に向け取り組んでまいります。

次に、プレミアム付商品券事業についてご報告いたします。本事業は、町内における経済効果を高め、事業者及び町民双方の帰還を促進することを目的とし、福島県事業再開帰還促進事業交付金を活用して実施いたします。8月上旬より商品券の販売を開始し、事前に登録届け出のあった取扱店で使用することができます。商品の購入はもとより、リフォームやホテルでの宿泊代など幅広い分野で利用できますので、多くの方に購入いただけるよう周知に努めてまいります。

次に、農業復興についてご報告いたします。本年2月に策定した農業アクションプランに基づき、 営農再開に向けた環境整備などの取り組みを進めております。本年度におきましては、町内4地区、 合計5ヘクタールにおいて水稲の作付が行われております。今後とも農業者、国、県、JAなどの関 係機関と連携しながら農業復興に取り組んでまいります。

次に、鳥獣対策についてご報告いたします。長期にわたる全町避難により野生動物の生息区域が拡大し、農作物あるいは交通、人身への被害などが深刻化しております。町といたしましては、帰還したまたは今後帰還する町民の不安を解消することが急務であることから、猟友会の協力のもと、鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲、駆除を実施しております。今後も国、県、近隣町村、実施隊と連携し、より効率的な対策を検討しながら被害の軽減に努めてまいります。

次に、拠点整備課所管の業務について申し上げます。まず、曲田地区整理事業についてご報告いたします。本年10月のJR富岡駅、いわき駅間の全線開通に向け整備を進めておりました富岡駅前交通広場は、この4月より供用を開始しております。引き続き復興拠点の交通のかなめとなる駅前交通広場に隣接する駅前駐車場などの区画整理を進めてまいります。また、曲田都市計画街路4号線の新設工事におけるJR跨線橋下部工工事については、5月末に完成いたしました。今後は、架設を行うJR水戸支社の前倒し工程に合わせた道路下地などの製作工事を進め、本橋梁の早期竣工を目指してまいります。

次に、防災集団移転促進事業についてご報告いたします。移転促進事業区域の土地の買収については、本区域で行われる県道整備事業や防災林整備事業などに係る土地を除き、対象地権者へ丁寧な説明を行い、年度内に希望者の買い取りが終了できるよう事務を進めてまいります。また、本事業を含め、移転先での住宅再建の補助支援につきましても、引き続き進めてまいります。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。まず、町立の幼、小、中学校についてご報告いたします。富岡町立幼稚園及び小中学校三春校は、園児6名、小学生11名、中学生19名で新年度をスタートいたしました。少人数の学校ならではのきめ細かい個別指導や教育相談、生活指導などを実践し、大いに成果を上げているところであります。このような子供たちの成長ぶりは、去る5月27日、議長を初め議員各位のご臨席を賜り開催されました幼、小、中合同の運動会での明るく、はつらつとした姿にあらわれており、三春校ならではの教育の成果を改めて実感しているところであります。

次に、各施設の利用状況についてご報告いたします。4月以降各施設を段階的に開放し、5月末までの利用状況として、学びの森は約950名、スポーツ施設も町営球場を中心に、多目的広場、グラウンドゴルフ場を合わせて約1,000名を超える皆さんにご利用をいただいております。今後も継続的に施設を整備しながら、町民を初め多くの皆さんに利用していただきたいと考えております。

次に、施設の改修工事関係等についてご報告いたします。富岡第一中学校施設復旧工事は、先月工事に着手し、現在は工事に支障のある物品などの搬出を行っているところでございます。また、平成30年4月の学校再開を目指し、改修工事とあわせて保護者への意向調査を実施しており、今後教職員の配置について県教育委員会と具体的に協議していきたいと考えております。

なお、学校用プールにつきましては、今般整備方針を固め、今定例会に委託費の補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。諮問案件1件、報告案件4件、人事案件1件、条例の一部改正案件1件、財産の取得又は処分案件1件、平成29年度一般会計歳入歳出補正予算案件など計3件の合計11件であります。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長(塚野芳美君) これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、8番、宇佐神幸一君の登壇を許します。

8番、宇佐神幸一君。

〔8番(宇佐神幸一君)登壇〕

- ○8番(字佐神幸一君) ありがとうございます。議長に発言の許可をいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。
- 1、町民参加型行事の再開について。(1)、富岡町観光協会の現状は。(2)、町内での町民参加型「夏祭り・えびす講市等」の実施予定はあるか。町は、その事業に支援する考えはあるか。
- 2、新聞購読及び宅配業務において、町のかかわりは。(1)、避難指示解除後生活環境が整いつつあるが、新聞等の講読や宅急便の配達など日常生活で当たり前のサービス提供ができていないが、どのようにかかわっていくのか。

以上お答えいただきたい。

帰還されている町民、また帰ろうとしている町民の心の復興とともに、町の再建にかかわることであります。ただ行政が民間主導の部分が多い面に対してどのようにご回答いただくかは難しいと思います。その点は理解をさせていただきますが、ぜひとも明確にお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(塚野芳美君) 8番、宇佐神幸一君の一般質問について、町長の答弁を求めます。 町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

- ○町長(宮本皓一君) 8番、宇佐神幸一議員の一般質問にお答えいたします。
- 1、町民参加型行事の再開について。(1)、富岡町観光協会の現状はについてお答えいたします。本協会は、東日本大震災及び原子力事故に伴う全町避難により、平成23年度総会におきまして活動の一時休止を決定しております。町といたしましても、観光事業を進めるに当たり、本協会が必要であると認識していることから、今後会員の皆様と再開に向けた検討をしてまいります。

次に、(2)、町内での町民参加型「夏祭り・えびす講市等」の実施予定はあるか。町は、その事業に支援する考えはあるかについてお答えいたします。私は、これまで帰町するに当たり、町内の伝統行事などは再開させ、どこにお住まいになっても富岡とのつながりを持っていただける取り組みを進めるとお伝えしてまいりました。今年度におきましては、町内の伝統的な祭り及びイベントなどの復活事業として、夏祭りを8月中旬、えびす講市を11月中旬に開催予定としております。各催し事とも

富岡町商工会や一般社団法人とみおかプラスなどの関係団体による実施、実行委員会を組織し実施することとしており、町といたしましては運営費の一部を補助し、支援する考えであります。

なお、本定例会におきまして事業実施に係る補正予算を計上させていただいておりますので、ご審 議いただきますようお願いいたします。

次に、2、新聞購読及び宅配業務において町のかかわりは。(1)、避難指示解除後生活環境が整いつつあるが、新聞などの購読や宅急便の宅配配達など日常生活で当たり前のサービス提供ができていないが、どのようにかかわっていくかについてお答えいたします。新聞の配達、講読、宅配便の集荷、配達などについては、日常生活を営む上で重要な社会インフラと捉えております。町内におけるこれらの事業の再開は、大きな課題であると認識しております。これまで町は、官民を問わず、あらゆる主体との連携を通じて町内生活環境の向上に努めてまいりました。新聞や宅配便についても、郵便事業者を含め関係各社に町の取り組み状況や現状を説明するなどして町内での事業再開をお願い申し上げ、郵便の集配事業や宅配業者1社の町内事業再開がなされるなどしており、また新聞についてはコンビニエンスストアやさくらモールとみおかなどで購入が可能となっております。

町といたしましては、今後もさまざまな場面で町の状況を説明するなどして各事業者の事業充実や 再開を継続してお願いしてまいりたいと考えており、また可能な限りの応援をしてまいります。

なお、新聞の配達、講読につきましては、福島民友新聞社、福島民報社など新聞製作会社の協力をいただきながら、新聞販売店との協議を続けるなどして配達、講読が可能となるような体制構築を模索しておりますが、実現にはいましばらくお時間を頂戴する状況でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(塚野芳美君) 再質問に入ります。

8番、宇佐神幸一君。

○8番(宇佐神幸一君) 質問についてお答えいただきまして、ありがとうございました。

まず、1の(1)、富岡町観光協会の現状ということで、今町長のお話の中に現状休止をしている ということは、私も理解はできます。それは、やっぱりこういう状態ですから、人の招集もなかなか 難しいということであると私も理解いたします。

ただ、観光協会の震災前までの活動の中において、いろいろ私も参加させていただいた中で、今回 町長の思いであるこの郷土の今までの伝統的な継承について行うという力強いお言葉もいただく中に おいて、観光協会の中の事業の一環ともちろんなるのだと思いますが、富岡町ではとみおかプラスの 事業の中で人の流れとのつながりという事業がございます。これはもちろん今町長が言われた思いが 一つの事業として進んでいくのだと私は理解いたします。その中においても、ちょっと観光協会と少 し同じような事業の内容があると見受けられます。ということは、観光協会が今までどおりの事業が 行われるまでとみおかプラスが実施またはお手伝いするという形で理解してよろしいでしょうか。

○議長(塚野芳美君) 企画課長。

○企画課長(林 紀夫君) ご質問いただきましたことにつきましては、当面でございますが、とみおかプラスの事業の1つの柱であります町の魅力を発信し、それから町に人の流れのつながり、それをプラスする事業の中で対応していっていただければ大変ありがたいことと思っております。

ただし、これは理想ではございますが、観光協会、その他さまざまな団体の皆様が事業に参加いただけるような状況になるまでというようなことが理想だろうと。その間のすき間を埋めてつながりをつくっていくというのがとみおかプラスの役割ではないかと思っております。

くどいようですが、観光協会が再開された際には、とみおかプラスとしては観光協会のコーディネートのもと協力や実施にかかわっていくというのが理想だろうと思っております。 以上です。

- ○議長(塚野芳美君) 8番、宇佐神幸一君。
- ○8番(宇佐神幸一君) ありがとうございます。

今の説明でこれから観光協会がまだ実際に休止されている状況においてもとみおかプラスの中の活動が今までの観光協会を補っていくというか、町長が言われたように、これからの継承のいろんなイベントについても役に立つと私も理解しました。こういう理解の中において、(1)番目の観光協会の現状ということについて、私としては理解できましたので、(1)の質問については終了します。

(2)番目についてお聞きします。町内での町民参加型「夏祭り・えびす講市等」の実施予定はあるか。町は、その事業に支援する考えはあるかの中の再質問をさせていただきます。町長のお言葉の中にも前からお話ししていたのも私も存じておりますし、宮本町長初め職員の方たちが富岡町の郷土というものの思いやりを強く私も感じております。その中においての一つの発言かと思いますし、また富岡町においてはその郷土というものと町民の心の復興ということの事業においても、町の財産も含めて、富岡の町民のお宝という面では、文化財レスキューという事業も震災直後ほかの町村に先駆けて行っていることも認識しております。その件について、やっぱり人の心の復興の中においては、2番目の夏祭り、えびす講について、今までやっていたイベント事業というものも復活していっていただきたい。それで、町長の先ほどのお言葉においても、復活したいと、復活していくということをいただきましたので。

ただ、その中において幾つかの質問をさせていただきます。今まで夏祭り、えびす講市等につきましては、もちろん実行委員会を開催しておりましたが、町長のご努力におきまして今回補助金として議会においても我々が審議する補正予算にも入ってきておりますし、まずこれから夏祭り、えびす講についてもどのように町としてかかわっていくのか。これは、商工会含めて民間もございますので、役場として考えている範囲だけお聞かせいただければと思います。

- ○議長(塚野芳美君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(猪狩 力君) ご質問にお答えさせていただきます。

ご質問いただきましたえびす講市、それから夏祭り、2つの伝統的なお祭りにつきましては、町長

のご答弁にありましたように、再開する考えで準備を進めさせていただくと。そちらに当たりましては、町がそれぞれ補助金という形で資金的な補助をさせていただきます。あわせまして、実行委員会を両イベントとも組織しましていろんな実務に当たるような形になろうかと思います。これにつきましては、町も実行委員会等の会議等に参加させていただきながら、一緒に入りながら開催に向けて進めさせていただきたいと考えてございます。

なお、詳細につきましては、これから行われます実行委員会の中で決まっていく形になりますので、 今後そういった中身が進みましたらいろいろな周知等に努めてまいりたいと考えております。 以上です。

- ○議長(塚野芳美君) 8番、宇佐神幸一君。
- ○8番(宇佐神幸一君) まず、この夏祭りにしろえびす講市、旧二十日市と言っていましたが、これについても民間が主として行っていたイベントであるかと思っていますし、また一部においては宗教的な行為も絡んできますので、その点で行政がどこまでご協力、支援していくかというのは難しい点があると思いますので、今お話ししたように、実行委員会をつくられて、関係する諸団体においても協議しながら、役場の立場的なものを踏まえた上での実施をしていただきたいと思います。

それと、今回やっていただけるということで、私自身はすごく喜んでおるのですが、ただ前回の震災前の祭りを考えていきますと、町の財政のほかに民間の個人の協賛というものもあってやってきたのも確かにございまして、実際にそういう面について基本的に今の町民にそのようなお話をするのはなかなか難しい状況も出てくると思いますので、基本的に町がどれだけやれるかという中で、そういうものも町は考えているのかどうかちょっと教えていただきたいと思います。

- ○議長(塚野芳美君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(猪狩 力君) それでは、お答えさせていただきます。

今議員がご質問いただきました宗教的なものと言いますれば、今回はお話出ていませんが、火祭りであったり、そういった部分につきまして町としては支援をさせていただいている中で観光協会が大きな役割を果たしていたということでございます。

なお、町のかかわり方のスタンスでございますけれども、実際に町ができることにつきましてはい ろいろあろうかと思いますけれども、これまでやってまいりましたイベントにつきましては、いろん な資機材等が十分準備されている中でこれまで震災前は実施してきたかと思います。

ただ、今は資機材等もなく、そういったものを一から準備するような形かと思いますので、その辺につきましては予算的なものの支援あるいは消防、警察署等の手続等に対する、また準備する段階でのいろんな手続関係、そういったものについて町としてもかかわっていきたいという形で考えてございます。

以上です。

○議長(塚野芳美君) 8番さん、一問一答形式でお尋ねください。

8番、字佐神幸一君。

○8番(宇佐神幸一君) ありがとうございました。

今の課長のお話いただいて、これからのことだと思います。ただ、十分考慮をしていただきまして、 また帰っている町民またはこれから帰ろうという町民たちに心の復興または郷土の思いというものを 酌みながら実施していただきたいと思います。これは、強く願っております。

今の課長の回答をもちまして私は理解をさせていただきますので、(2)番につきましては再質問を終了させていただきます。

引き続きまして、大きくの2番目の(1)、新聞購読及び宅配業務についてなのですが、新聞につきましては今の町長の回答で実際的に民間事業でもございますので、なかなか調整的につかないというのはすごく理解をさせていただきます。また、まして町民がどれだけ今現状こちらに戻られているかにおいても、新聞を行っている業者の方たち、各家に配達するとか、そういう面の問題も確かに難しい問題があると思っております。これにつきましては、私は役場と業者の方と綿密に協議をしていただきましていち早く実施をできるように強くこれだけはお願いをしたいと思っております。理解をさせていただきます。

宅急便につきましては、今3月中旬以降に1社の業者が宅配業務を開始しているのも私も確認させていただきました。それで、今現在どうなっているのかということで、私も個人的に大手4社の宅急便が届くかどうかというのも確認もさせていただきましたし、お聞きもしました。その現状においては、確かに今メール便と基本的に大手1社についてはお届けはしていただいております。ただ、あと2社についてはまだ実際に双葉郡のある地域にとりに行かなければいけないということも実際今現状だとあります。

ただ、町民の方が送りたい場合、できれば富岡の1カ所に預けて、それを送れるというような状況を考えていくと、実際に業者もそういう考えを持っているのかと私も思っております。その点について、配達するほうはそうなのですが、実際的に業者でセンターというか、そういうものを設けたいとか設ける希望があるとかというのは聞いていますでしょうか。お答えください。

- ○議長(塚野芳美君) 企画課長。
- ○企画課長(林 紀夫君) まず、前段で宅配事業者の方々につきましては、私ども出向きまして町の現状を説明するなどしてご協力いただけないか、再開を促すという言い方だとちょっと失礼になるかもしれませんが、再開をお願いしているといったところでございます。

議員おっしゃるように、1社事業者については集荷、電話等々でお呼びすれば集荷もしていただける、配達も当然していただけるという状況でございます。集荷センターなるもの、それに近い機能を持つものにつきましては、これは申しわけございませんが、民間事業者でございますから、需給のバランスというか、需要がどれほどあるのかというところがやはり一番大きな判断、事業者としての判断になるというようにも聞いております。基本的には、そのような形で調整はしたいのだけれども、

なかなか今需要の面で、採算の面で難しいところがあるので、社内的には調整をしているといったところを聞いておりますので、我々としても継続してお願いに上がり、状況を説明するといった作業をしてまいたりたいと思っております。

以上です。

- ○議長(塚野芳美君) 町長。
- ○町長(宮本皓一君) 議員ご指摘の新聞あるいは宅急便等々のものですが、私としても解除前にさまざま戻る町民あるいは富岡町のインフラ復旧という意味で解除前に進めてきたもの、そういう中にあって、この新聞の配達等についてはここまでこれが構築できなかったということは、非常に残念な思いなのですが、今も町として大変陰で汗をかいている状況であります。これらについては、権利というものがありますから、町としてなかなかそこに踏み込めないというような状況もあります。

それから、宅配便につきましても、今1社は配達をしていただいておりますし、それからそれを出したいということを宅配業者、その1社のみなのですが、電話をすればとりにも来ていただける。それから、今富岡町には解除とともに、何日かおくれましたけれども、郵便局が再開してございます。ゆうパックは十分送れますので、全ての面で不便を来しているという状況ではございませんから、どうぞご理解をいただきたいと思います。

今課長がおっしゃったように、この宅配についてもさまざまな形で今検討を重ねております。町としては、解除前に医療施設、商業施設、交通手段のない方に対してのいわき、富岡間のバスの運行とかさまざまやってまいりましたけれども、これが本当に解除前に構築できなかったこと本当に残念なのですが、これからこれらについては整備してまいりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(塚野芳美君) 8番、宇佐神幸一君。
- ○8番(宇佐神幸一君) ありがとうございます。

担当課長のご回答とともに町長から今までの状況とこれからを踏まえた形で強く進めていく、また考慮していくということのご発言いただきましたので、私としてはそれで満足でございますので、この第2番目の新聞購読及び宅急便の業務の(1)につきましては理解をさせていただきます。これからもぜひとも民間業者との連携を強く持ちながら協議をお願いしたいことを願いまして私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長(塚野芳美君) 8番、宇佐神幸一君の一般質問を以上で終わります。

11時25分まで休議いたします。

休 議 (午前11時15分)

再 開 (午前11時25分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

続いて、5番、早川恒久君の登壇を許します。

5番、早川恒久君。

〔5番(早川恒久君)登壇〕

○5番(早川恒久君) ただいま議長より許可をいただきましたので、通告のとおり質問させていただきます。

今回は、私からはリフレ富岡の再開についてお伺いいたします。リフレ富岡は、健康増進センターとして温泉風呂、宿泊施設、温泉プール、レストラン、宴会場などを備えた施設で、町民はもちろんのこと、県内外から多くの方々が訪れる富岡町の顔となる施設でありました。

しかし、現在は帰還困難区域の中にあり、営業再開もできず、地震の影響で建物も損壊し、6年間 放置された状態となっております。そのような中で、今後リフレ富岡は営業再開をする考えはあるの かをお伺いいたします。

また、帰還困難区域に立地していることもあり、少なくともあと5年は避難指示の解除ができないと考えておりますが、そういう状況の中で、別の場所で規模を縮小してでも新たに建て直して再開するべきだと考えておりますが、町の考えをお示しいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長(塚野芳美君) 5番、早川恒久君の一般質問について、町長の答弁を求めます。 町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

○町長(宮本皓一君) 5番、早川恒久議員の一般質問にお答えいたします。

1、リフレ富岡の再開について、(1)、現在帰還困難区域にあるリフレ富岡は、今後再開する予定があるのか。(2)、場所を移転して規模を縮小し建てかえをすべきではにつきましては、関連がありますので、一括でお答えいたします。

健康増進センターリフレ富岡は、町民に健康づくりの場を提供するとともに、町内外の人々との幅広い交流による活力ある町づくりに資することを目的として平成10年にオープンし、皆様の皆様に愛されながら、温泉施設を中心に年間約16万人の人々にご利用いただいておりましたが、東日本大震災による大規模な損傷と原子力事故による帰還困難区域の指定を受け長期不稼働となり、建物被害としては震災に係る住家の被害認定基準運用指針に基づく被害認定において半壊の判定が出されております。町では、第2次復興計画に掲げる町民が心身ともに健康で安心して生活ができる環境づくりを目指し、これまで町立診療所の整備や介護予防教室、社会福祉法人などと連携した高齢者の見守りなどのサポートの再開などに取り組んでまいりました。温泉、温水プール、スポーツジムなどを有するリフレ富岡のような施設は、重大な健康障がいに結びつく生活習慣病の予防や改善など近隣町村住民を含め健康増進に寄与するとともに、交流人口の拡大にもつながる施設としてその必要性は十分に理解しておるところであります。

町といたしましては、まずは町民の健康維持や健康増進などに向けたソフト事業を優先的に取り組みながら施設としてのあり方について既存施設の本格的な被害調査や移転及び規模縮小なども視野に入れながら今後も方向性を見出していきたいと考えております。

なお、当該施設や土地の利活用が帰還困難区域の再生に寄与できるよう施設などの今後の方針性を 含め、特定復興再生拠点区域の設定や拠点区域の復興及び再生を推進するための計画策定において明 確にしてまいることも必要と考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(塚野芳美君) 再質問に入ります。

5番、早川恒久君。

○5番(早川恒久君) 町長よりご答弁いただき、ありがとうございます。

町長のおっしゃることは十分承知はしております。現在のリフレ富岡の立地の場所がやはり帰還困 難区域にあるということで、あれだけの建物ですので、簡単に建てかえというのも厳しいというのも 十分承知しております。

ただ、これから帰還困難区域の復興拠点をつくっていくということでありますけれども、やはり5年は最低でもかかるということだと思いますので、やはり5年というのは非常に長いと私は考えております。既にもう6年たっているわけですから、震災から11年以上たってからということになりますと、やはりちょっと非常に遅過ぎるのではないかと私は感じております。

また、このリフレ富岡は、富岡町としても本当に目玉になる施設で、町民はもとより、県外からも 宿泊でもお越しいただいて、桜祭りの時期には宿泊も満室の状況で盛り上がっているようなところも ありました。

ただ、一方で、この運営費について、ランニングコストも非常にかかるということで、私の記憶でも年間で数億円の赤字が出ているということも聞いております。そういう中で、特に温水プールが非常にコストがかかっているという話も聞いております。一年中プールが利用できるということで、室内の温水プールではあったのですが、利用者も少ないということもあったのだと思います。そういったことも踏まえて、ちょっと話は変わるのですが、今度小中学校でプールを新たに整備するという計画が出てきましたけれども、学校のプールを再開することは私も大賛成ではあるのですが、例えば学校のプールではなくて、町営プールとして、全ての町民が使えるような施設で、その中で学校の生徒も授業で使えるようなそういったやり方もあるのではないかと思います。併用して使えばコストの削減にもつながると思うのですけれども、そういった考えというものはなかったのですか。その辺ちょっとお伺いします。

- ○議長(塚野芳美君) 教育総務課長。
- ○参事兼教育総務課長(石井和弘君) それでは、お答えいたします。

今ほどご質問のありました学校用プールでございますが、平成30年4月の学校再開に向けまして今中学校校舎の改修を行っているところでありますが、さらなる学校施設の充実を図りまして子供たち

を迎え入れたいということで、町として整備方針を固めて調整して今回プールをつくっていきたいということでございます。

整備方針の概要としましては、現在の一中のところにプールを整備するという考えが1つとあとはプールの規模につきましては現プールと同じ規模、あわせまして現在は屋根等ついておりません。屋外でございますが、屋根つきで整備したいという考えでございます。屋根つきということになりますと、使用期間を6月から10月程度と考えてございます。そのような整備計画で考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(塚野芳美君) 教育総務課長、ですからそれが小中学生だけではなくて、一般の町民の人が 供用できるかどうかということについてどちらでお答えになります。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長(石井和弘君) 失礼いたしました。

基本的には学校用プールということで考えてございますが、曲田の復興住宅の近くでもございますので、一般の方も使用できるような仕組みにできたらいいなということで考えてはございます。

以上でございます。

- ○議長(塚野芳美君) 町長。
- ○町長(宮本皓一君) 一般町民とそれから学校プールが一緒というのは、大変コスト的にも安上がりにできるとは考えられます。

ただ、小学校の低学年ということになりますと、大人が使うプールと違って、やはり制約があるのだと思います。これらについては保護者同伴とかさまざまな形で、使い方というものは一定の制限があるのだと思います。

町としても、これらができないかというようなことも今回の小学校のプールでは検討もいたしましたが、今回は小学校、中学校、これらの子供たち対応でつくらざるを得ないだろうということで進めさせていただきました。これからリフレ富岡のように健康増進ということを考慮すれば、当然戻っている町民の皆さんが利用できるプールというものは必要だろうと考えてございます。これらにつきましては、今まだ表には出せませんが、検討を重ねておりますので、もうしばらくこれらの公表についてもお待ち願いたいと思います。

- ○議長(塚野芳美君) 5番、早川恒久君。
- ○5番(早川恒久君) はい、ありがとうございます。

プールについては、学校を再開するために優先するということは、これは重々承知しております。 ただ、屋根つきの屋内プールということもあるので、温水プールではないにしても、春から秋にかけ ては利用できるということなので、その担当の所管の関係もあるのでしょうが、ぜひ当分は学校の生 徒さんも何人来るかもまだわからない状況で、それでも水は張っているような状況はあるのではない かと思うので、ぜひ町民も利用できるような体制づくりをしていただきたいと思いますので、その辺 は切にお願いしたいと思います。

それから次に、このリフレ富岡にあった大浴場についてなのですが、この大浴場については町民が大分利用する方が多くて、年間パスポートなんかも発行して、非常に町民から喜ばれていたこともあります。今帰還している町民の中でもやはりああいったリフレのようなお風呂があったらいいななどという話はちょくちょく私の耳にも入っております。そういった中で、リフレのような規模の大きい宿泊とか宴会場がなければ、大浴場だけであればそんなに敷地的にも必要ないでしょうし、金額的にも大分抑えられてお風呂をつくることもできるのではないかと思っております。

そんな中で、先ほど町長の答弁の中でも町民の健康増進のためには必要だということですので、ぜ ひ先に帰っていただいた町民の方にも早くそういったお風呂に入っていただきたいという気持ちも私 もありますので、できれば今拠点となっている曲田地区、駅前、あの辺にも町の町有地があるという こともお話聞いていますので、整備するには駅前あたりも私としてはいいのではないかと思っていま す。

昨年議会の視察で女川町に行ってきたのですけれども、女川町もすばらい駅前の町づくりが今進められておりまして、駅舎の中に大浴場があります。大分町民の方以外にも外部からも利用されているというようなお話も聞いております。ぜひ駅前を盛り上げていくためにも必要ではないかと思います。

その中で、今回の中にも入っていましたけれども、駅前のにぎわいづくりアクションプランというものが今後策定されると聞いております。駅前を核とした町づくりは、やはりこれから必要になってくるかと思いますので、その核の中に温泉施設もあれば非常に駅前から盛り上がっていって一つの復興の足がかりになっていくのではないかと思うのですけれども、その辺も計画の中に入れていただければありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(塚野芳美君) 企画課長。
- ○企画課長(林 紀夫君) 駅前にぎわいアクションプランでございますが、富岡駅前の復興のステージに合わせてその求められる機能だったり、施設の配置だったりというところを今検討しているところでございます。

今ほどのご質問というかご提言につきましては、同様な施設が駅前にあればいいという、あったほうがいいというようなご提言だと受けとめまして、アクションプランの検討の過程の中で議論をしていきたいとは思います。

ただし、リフレ富岡の今後の方向性といったものがまずは必要だと思いますので、町復興推進会議等々でリフレの今後の方向性について総合調整をしていきたいと思います。

- ○議長(塚野芳美君) 5番、早川恒久君。
- ○5番(早川恒久君) もちろんリフレ富岡の今後の方向性は、決めないと進められないというのは 十分承知しています。

ただ、やはりリフレ時代がもう多目的な感じでいろいろやられているということもあったので赤字

につながったということもありますので、民間ができるところはやはり民間に任せるべきだと思うのです。例えば宴会場とかレストランとか、プールとか温泉施設は別として、宿泊とかそういうものは民間でもできることでありますので、それを縮小すればうまくコストかけずにやっていけると思いますので、最初から同じ大きさのものを建て直すのではなく、縮小した、事前にもう縮小という形で考えていかないとまた後々痛い目に遭うのではないかと思いますので、その辺も踏まえてぜひ検討をいただきたいと思うのですけれども。

- ○議長(塚野芳美君) 企画課長。
- ○企画課長(林 紀夫君) 今ほどご提言いただきましたことを踏まえて、アクションプランの策定、 過程、議論において検討をしていきたいと思います。

以上です。

- ○議長(塚野芳美君) 5番、早川恒久君。
- ○5番(早川恒久君) はい、ありがとうございます。ぜひ前向きにというか、積極的に進めていた だきたいと思います。

ことし中に富岡駅が開通するということで、すばらしい駅舎とロータリーができて、これから駅前が活性化していかないとやはり困ると思いますので、駅前の例えば商店が来ていただく上でもそういった起爆剤的なものがないとなかなか集まらないとは思いますので、ぜひそういったことも踏まえて駅前をにぎわいのある町づくりにして活性化して、そしてあとは町民が帰ってくるような魅力ある町にするためにも、最低でも温泉の大浴場があると大分帰ってくる方もふえてくるのではないかと私は考えております。それ以外にも町民以外でももちろん原発の廃炉の関係の方ももちろん入れるわけですし、例えばその中で町民と外部のそういった作業員の方の交流なんかもできるのではないかと思うのです。そういう意味でもぜひお風呂で会話ができるようなそういったところがあれば本当にうまくいくのでないかと私は思っていますので、ぜひ本当に前向きにというか、これはお願いしたいと思いますので、再度ちょっと町長から一言いただければと思います。

- ○議長(塚野芳美君) 町長、大浴場を優先してやってはいかがかということでありますので。 町長。
- ○町長(宮本皓一君) 今議員がご指摘のとおりでありますが、健康増進センターリフレ富岡というもののあり方、そしてこの駅前のにぎわいづくりというものが合体できるかどうかもさまざまな検討を重ねて、そして戻っている町民の方の憩いの場というものもやっぱり必要だとは十分認識しております。そういう意味で、これから検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(塚野芳美君) 5番、早川恒久君。
- ○5番(早川恒久君) 町長から前向きなご答弁ありがとうございます。

やはり今町長がおっしゃったように、健康増進と町づくりと別の施策になるものですから、非常に

難しい面はあると思うのですが、今までもいろいろな面で職員の皆様方が頭をひねって国からも補助 金を出してもらうようなことをやってこられましたので、それだけの能力のある職員の方がたくさん いらっしゃると思いますので、ぜひその辺をうまく国の補助を利用して町の負担のないようにして駅 前に大浴場をつくっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上で私の一般質問終わります。ありがとうございます。

○議長(塚野芳美君) 5番、早川恒久君の一般質問を以上で終わります。

続いて、6番、遠藤一善君の登壇を許します。

6番、遠藤一善君。

〔6番(遠藤一善君)登壇〕

○6番(遠藤一善君) ただいま議長より質問の許可を得ましたので、通告に基づきまして2問質問をさせていただきます。

まず、第1番目でありますが、帰還困難区域の復興拠点計画についてであります。(1)といたしまして、先ほどから町長の報告にもありますように、福島復興再生特別措置法が一部改正されまして、先日全員協議会でも国から帰還困難区域について説明がありました。その中で、帰還困難区域の復興、再生計画というものをつくる拠点整備ということが示されたわけでありますが、帰還困難区域全体を対象とした計画を策定していくということが必要ではないかと強く感じております。やはり帰還困難区域があったまま町の再生をするというのは、非常に困難を来しますので、ぜひとも帰還困難区域全域がなくなっていくような形の計画を策定していただきたいということで町の考え方をお答えいただきたいと思います。

続きまして、(2)といたしまして、復興拠点の中でも特に夜の森の桜は、さくら通りと夜の森公園を核とした観光資源でありました。避難指示解除をされていく上で、避難指示解除後にこの夜の森の桜を今まで以上の観光地として考えていかなければならないのかなと考えております。やはり帰還困難区域だったということに関しましては、非常に風評が残ると考えておりますので、ぜひともこのところの観光地化ということを考えていただきたい。

それに当たりまして、まず今までは夜の森公園という一つの公園という領域があったわけですけれども、その公園領域を拡大しまして、桜並木も公園の一部という考えのもとに観光客を拡大していくという形をとっていくのが必要ではないかと考えます。いわゆる公園と道路と施設、そういうものを一体的に計画をした大きな自然公園があって、そこを自由に散策ができる、花見ができるというような形に策定していくべきと考えますので、その辺のお答えをお願いいたします。

続きまして、大きな2番でありますが、町内消防団体制についてであります。先般浪江町での帰還 困難区域での火災、そして楢葉町での人家の火災等があったわけでありますが、避難指示が解除され たことによって、やはり楢葉町のことを考えますと、非常に火災の発生の確率が高くなってきたと危 惧されるところであります。 そんな中で、昼間は消防団のパトロールがあって、拠点があるわけですけれども、現況団員が非常に少なくなってしまう夜間及び休日ということを考えますと、そのときに緊急出動をするということになっても、現在は今までの分団と違った構成で富岡班ということが出されておりますので、どこに集まっていいのかと、どういう体制を整えればいいのかということがなかなか決まっていないと感じております。

そんな中で、富岡の広域の消防署ができ上がって、大きな施設であります第1分団の2班の屯所が 富岡町の消防団単独で使えるようになるまでの間だけでも、新たに構築しております富岡班という消 防団がきちっと集まって消防自動車等が整備されている仮の消防屯所というものが必要ではないかと 考えているわけですけれども、その辺町の考え方はいかがかという大きく以上の2点につきまして答 弁をお願いいたします。

○議長(塚野芳美君) 午後1時まで休議いたします。

休 議 (午前11時54分)

再開 (午後 1時00分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

6番、遠藤一善君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

- ○町長(宮本皓一君) 6番、遠藤一善議員の一般質問にお答えいたします。
- 1、帰還困難区域の復興拠点計画について、(1)、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う帰還困難区域の復興再生計画は、帰還困難区域の全域を対象とした計画を策定すべきと考えるが、町の方針はについてお答えいたします。

改正福島復興再生特別措置法に基づく特定復興再生拠点区域の設定、復興再生を推進するための計画の策定は、帰還困難区域全域の再生へ向けた取り組みの第一歩であると捉えており、私はこれを足がかりとして本町の真の復興に向けた歩みをさらに加速させ、ふるさと富岡を未来につなぎ、将来を切り開いてまいりたいと考えております。

町といたしましては、まずは再生に向けた意見交換を帰還困難区域の住民の皆様と重ねてまいり、 並行して拠点区域の設定の考え方や復興再生計画策定の考え方について国の見解を確認してまいりた いと考えております。

町は、これまでの町政懇談会などで帰還困難区域全域の再生が本町の真の復興再生には欠かせない ものと基本的な考えをお示ししておりますので、帰還困難区域全域の将来像を念頭に置き、全体構想 を策定するなどしてまいりたいと考えております。

なお、早期に帰還困難区域の再生に向けた取り組みを進める必要があることや区域の土地利用の現

状などから段階的な再生への取り組みなど現実的な対応をとらざるを得ないことも否定できませんので、このことも含め早急に拠点区域の設定、復興再生計画の策定などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、2、夜の森の桜は、さくら通りと夜の森公園を核とした観光資源であるが、避難指示解除後は今まで以上の観光地化を目指し、公園領域を拡大し、桜並木も公園の一部とし、観光客拡大に向けた公園、道路、施設の一体整備計画を策定すべきではについてお答えいたします。

夜の森の桜は、富岡町民の誇りの1つであり、避難生活の中でも我々の心を支えてくれているものです。議員のご提言につきましては、帰還困難区域再生の取り組みの1つと捉え、観光の観点のみならず、生活環境や道路通行環境など多角的観点から庁内横断的に検討してまいりたいと考えます。

なお、改正福島特措法においては、帰還困難区域の復興再生について、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に実施するとされておりますので、復興再生計画の策定に当たっても、本町の貴重な財産である桜を柱の1つとして計画するよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2、町内消防団体制について、(1)、避難指示が解除され火災などの発生が危惧されるが、 団員が少なくなる夜間及び休日の緊急出動に迅速に対応するためには、仮の富岡班消防屯所が必要と 考えるが、町の考えはについてお答えいたします。

町内消防団につきましては、本年3月、各個人の意向調査の結果を踏まえ、富岡、いわき及び郡山の3地区6方部の実働班を組織したところであります。議員ご指摘のとおり、夜間及び休日につきましては、町内に居住する消防団員が限られているため、双葉地方広域市町村圏組合消防本部による消火活動が主になるものと考えております。

しかしながら、消防水利の確保や交通誘導などの後方支援においては、消火設備の設置状況や地区の特性などに精通した消防団員の協力が不可欠であります。富岡班を含む実働班で使用する消防屯所につきましては、既存のもののうち復旧工事が完了した箇所からそれぞれの実働班へ割り振りを行い、火災等発生時の出動拠点とする考えであります。今後の実働班活動の方針につきましては、消防団本団との協議の上検討を進めてまいります。県においても、消防団員の確保や広域的な協力体制構築のため、避難地域12市町村の消防団広域連携支援会議を設立するなど、町だけでなく、県及び近隣市町村との連携を図りながら今後の消防団活動について検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(塚野芳美君) 再質問に入ります。

6番、遠藤一善君。

○6番(遠藤一善君) 答弁ありがとうございます。

まず町長から帰還困難区域は、全体の計画を策定していく方向で進んでいくということで、ただ全体のスケジュールとしては段階的という形が必要ではないかという答弁がございました。全体的ということになっていきますと、この定例会の始まる前の全員協議会で復興庁から説明の資料が渡されま

したが、結構具体的にいろいろ書いていかなければいけないというような大枠の説明がございました。

- (2)の夜の森地区のことに関しましては後ほどあるので、まずは夜の森地区だけではなくて、3月に町で策定しました帰還困難区域の再生ビジョンの骨子案の中にも再生発展に向けた3プラス1の視点ということであるわけですけれども、まず帰還困難区域の中に観光資源というものがあるわけですけれども、大きく町民アンケートを見ましても、夜の森の桜とあと小良ケ浜の灯台、それから小良ケ浜の漁港というものもあったわけですけれども、小良ケ浜の考え方というものは現在のところどんなふうに、全体の策定をしていくということは小良ケ浜のことも必要になってくるわけですけれども、どのような考えで策定する方針でいるのか、ちょっとお聞かせください。
- ○議長(塚野芳美君) 企画課長。
- ○企画課長(林 紀夫君) ご質問は、小良ケ浜地区について再生計画をどのような考え方で進める のかということでございました。

小良ケ浜地区に限らず、帰還困難区域全域について、町長答弁にもございましたように、まずはお 示ししたビジョンの骨子、それから今ビジョンの素案という段階で作成しておりますので、それをも って住民皆様と意見交換をしながら固めていきたいというのが現段階でございます。

町長の答弁と繰り返しになりますが、それと並行的にやはり国においてどのような考え方で拠点区域、それから計画を策定していくかというところについては、まだ具体が我々お示しをいただいていないところでございますので、ここのところについては早急に丁寧に考え方を確認して、それをもとに意見交換に臨んでいきたいと思っているところでございます。

以上です。

- ○議長(塚野芳美君) 6番、遠藤一善君。
- ○6番(遠藤一善君) これから進めていくということで、当然国から細かいところはまだ発表になっていないのは新聞等でも知っているわけですけれども、ただ小良ケ浜の灯台とかそういうところになってくると、今一番町の中でも解除になったところでも非常に問題になっている地目、山林に囲まれたところに灯台があるわけで、小良ケ浜の場合は街道沿い等に家があって、夜の森のように密集しているところではないわけで、必ず地目、山林というところが入ってくるわけですけれども、その辺に関してもきちっとした形をしていかないと、再生という形。とりあえず既存の資源を生かすという観点からしても、小良ケ浜地域のその灯台周辺の山林という問題が出てくるわけですけれども、そういうところに関してはどのような考えで進もうと考えているわけですか。
- ○議長(塚野芳美君) 企画課長。
- ○企画課長(林 紀夫君) 具体のお話、回答にはならないと思っておりますが、前段お話ししたように、まだ特措法改正されてその概要が示されただけというところでございますので、具体の話をする、それから具体の回答をするというには至らないと思いますが、我々としてまずは特措法の中の5条で再生の基本方針というものを国が示すということになっておりますので、近々にその方針が示さ

れると聞いておりますので、そこを確認しながら、今ご質問のあったようなことについて考え方を整理していきたいと思っているところでございます。

以上です。

- ○議長(塚野芳美君) 6番、遠藤一善君。
- ○6番(遠藤一善君) 方針が発表されていないとは言うものの、方針に対してやっぱり最大限有効にその方針をうまく活用していくという形をとっていかなければいけないわけですけれども、聞くところによりますと、新聞等に出ているところでは、複数の拠点もオーケーだというような話があるわけですけれども、確かに段階的に大きな意味での帰還困難区域の全域解除に関しては段階的ということがあるわけですけれども、大きな流れとして、やっぱり小良ケ浜の灯台近辺から小良ケ浜のあの中心の街道のところというものは、やはり一つの拠点という形になっていくのかなと思うのですけれども、そのように大きな拠点と小さなまずこの帰還困難区域の中の小良ケ浜の拠点というところを考えていくというそういう考えもあろうかと思うのですけれども、その辺についてはいかがですか。
- ○議長(塚野芳美君) 企画課長。
- ○企画課長(林 紀夫君) 大変申しわけないことでございますが、繰り返しになって大変恐縮でございますが、まずは国のお考え、それからそれに基づく方針等々を確認してまいり、そこから考えていきたいというのが正直なところでございます。

方向性としましては、まずは帰還困難区域全域の再生ビジョンができ、それから全体構想を、当然困難区域全域の全体構想を策定しながらということになろうかと思いますので、大変申しわけございませんが、回答についてはいましばらく状況の確認をさせていただいて、その後差し上げたいと思いますので、今回については繰り返しで恐縮ですが、国の考えを確認してまいるといったところで回答をさせていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(塚野芳美君) 町長。
- ○町長(宮本皓一君) 今課長がおっしゃったとおりなのですが、政令、省令が出てこないともうなかなかこれらについての確定的なことは言えません。

ただ、大熊町のように大半が困難区域の部分と我が町のように部分的に困難区域という地理的な差があります。そういう意味で、富岡町の小良ケ浜地区は、広大な優良農地がありますから、これらの再生というものも視野に入れなければならないと考えています。

どうしても山林を除染しなければ空間線量が下がらないという大きなものもありますが、これらも 踏まえながら、国にはさまざまな形でこれらを再生するために町としても最大の汗をかいていきたい と考えています。

- ○議長(塚野芳美君) 6番、遠藤一善君。
- ○6番(遠藤一善君) ありがとうございます。

ぜひとも国にその辺を要望しながら進めていっていただきたいと思います。省令が近々発表になっていくのだろうと思いますので、ぜひともその辺国に推し負けない姿勢で臨んでいただきたいと思います。

今町長の答弁の中にも優良農地ということがあったわけですけれども、実際小良ケ浜だけではなくて、この帰還困難区域の中にまた全体に戻しますと、新夜ノ森というところも農地がある。小良ケ浜も農地がたくさんあるということなのですが、この骨子案の中にも産業再生へのチャレンジということで書いてあるわけですけれども、具体的には農業復興とイノベーションと農業再生に寄与する土地利用となっているのですけれども、ちょっと新たな農業の考え方ということを帰還困難区域の中の農地に提案をしていくというような考えはあるのでしょうか。

○議長(塚野芳美君) 企画課長。

○企画課長(林 紀夫君) 議員見ていただいておりますように、帰還困難区域再生ビジョンの骨子 案の中にも優良農地の活用であったり、それから農業の再生であったりというその方向性はビジョン の中でお示ししなければならないと考えております。新たな農業という観点で立って、そこのところ も入れ込んでいく必要はあるとは思いますが、大変申しわけございませんが、まだ具体の固めをして いないところでございますので、そのような観点から計画をつくるべきというご提言と受け取りまし て、計画策定の時点で議論をしていきたいと思います。

以上です。

○議長(塚野芳美君) 6番、遠藤一善君。

○6番(遠藤一善君) ぜひとも今度の全体計画の中に農業の新たなチャレンジの部分に関しても、 農業のアクションプランの中にも新たな作物の栽培にもチャレンジということがあるわけですけれど も、解除になったところだけではなくて、この帰還困難区域の中もそういう視点を取り入れていって いただきたいと思いますので、計画にも入れていくという方向で進めていただきたいと思います。こ れはお願いしておきます。

全体に関しましては、以上で終わりたいと思いますが、(2)の観光の拠点の中での1つ、町長の答弁の中にも桜並木は再生計画の中の柱の1つということでありますけれども、当然1つではありますけれども、大きな意味を持っているところであるのはもう町長の答弁のとおりでありまして、私もそう考えております。

その中で、一体化ということで、非常になかなか難しいことではあるのですが、ことし桜が咲いている時期に帰還困難区域の桜のところに一時帰宅をしたときに通る機会があったのですけれども、非常にきれいな状態になってきていると感じました。やはりそれを維持していくことも必要ですが、やはり維持していくだけではなかなか人が集まらない。今まで以上に人に集まってもらうということであれば、こちらの八軒道路側の二中側の桜並木も歩行者天国にしていただいて、何日間かではあったのですが、やはりゆっくり歩いて見るというようなことがあったわけですけれども、さくら通りの場

合は避難する前にもちょっとそういう計画があったかと記憶しておるのですけれども、思い切って道路の、相互交通になっているわけですけれども、それも含めてもう公園中の道路、道路と言うよりは公園の中の通路と、歩けるようなスペースということで、もっとゆったりと桜を見て歩けるという考えをしていくという方向が必要ではないかと思うのですが、その辺に関しての考えはいかがでしょうか。

○議長(塚野芳美君) 企画課長。

○企画課長(林 紀夫君) 夜の森の桜並木は、高樹齢化によるものもさることながら、根方が道路 や歩道などで固められている。十分な根張りができていないといったところも震災前から見受けられ、 それからそれが原因となって衰弱傾向にあるというところも認識しているところでございます。

夜の森公園側の桜並木につきましては、震災前に土壌改良等々するなどして、先ほど議員おっしゃられたように、なかなか育成状況も改善されてきたのではないかなと思っているところでございます。

しかしながら、二中の通りにつきましては、施肥やそれから不良不適格な枝を切り取るなどの作業はしているものの、抜本的なその対策というものはまだまだなかなかできていないというところがございまして、しかしながらその育成スペースをどのように確保するかという観点とそれから生活環境をどのように整えていくか、その両方の共生が必要であると考えておりまして、そのことについては住民皆様の共生するのだというご理解が必要だと思っております。このことについては、全町的に、全町横断的に検討してまいるということが必要でございますので、総合的に検討てしていくといったところのお答えになるかなと思います。

1つ、平成19年度において桜並木を中心とした地域の形成景観ということについてのワークショップを8回ほど行いまして、これは町民の有志の方にも入っていただき8回ほど行いまして、その結果報告が富岡町さくら通り及び周辺地域景観構想検討調査報告書という形で上がってきております。それが震災前でございましたので、それを当然実現するまでには至っていません。この報告書の中身をまずは基礎資料としながら総合的に検討していくといったところになろうかと思います。

以上です。

○議長(塚野芳美君) 6番、遠藤一善君。

○6番(遠藤一善君) 私も夜の森地区に住んでいたもので、今課長から話があったところに参加していたわけですけれども、やはりこの桜を生かすも殺すもきれいなのかゆっくり見れるのかというところが非常に必要になってきますし、今までのような状態ですとなかなか今までを超えるということはないわけで、これから50メートル沿線の住宅の解体申請の同意取得が進んでいるようなのですけれども、こういう大きなことをしていく、それから公園の領域をふやしていく、例えば夜の森駅からもう公園までつながったような状態にしていくということを考えますと、こういった建物が維持できなくなっている状態、建物が経年劣化で放置したままになっていてだめになっている状態で、建物がない状態なので、ある程度大胆な構想ができるのかなと思うのですけれども、その辺も含めて、例えば

道路の領域を大きくしていくとか、以前のときにはそこ当然住宅地がありましたので、そういう道路 だけの話だったのですけれども、そういうことも含めて公園の領域を、公園という範囲がもっと広く なっていくという可能性というか、そういう方向性を見出していくというようなことは可能と考えて いるかどうかちょっとお聞かせください。

- ○議長(塚野芳美君) 企画課長。
- ○企画課長(林 紀夫君) 済みません、可能か可能でないかというようなご質問であれば、可能性がないわけではないと答えざるを得ないと思います。

ただし、先ほども申し上げましたが、桜とそれから道路通行環境であったり、それから近隣で暮らす生活環境であったりというところの総合的な配慮というものが必要だと思います。それらを総合的に見ながら計画については検討してまいりたいと思っております。

以上です。

- ○議長(塚野芳美君) 6番、遠藤一善君。
- ○6番(遠藤一善君) この骨子案つくるに当たって、帰還困難区域の中の住民との懇談会がいわき市と郡山市であったわけですけれども、これからもそういうような形で、例えば町でこういうことを考えているので、皆さんどうでしょうかと。あのときの中でもいろんなやりとりがあったわけですけれども、なかなか町民から具体的な話というものが出てくるのは少なかったかと思います。というのも、当然執行部の皆さん方も同じ状況だと思うのですが、どうしていいのか、実際帰還困難区域に住居がある私としては、正直なところどうしていいのかわからないというのが正直な気持ちです。その中で、やはりある程度町で計画、こういう計画があるのだけれども、皆さんどうでしょうかという形での住民との意見交換会も必要性があるのではないかと思うのですが、この先決定に至るまでの間にまた住民とこの帰還困難区域の中、桜だけではなくてということになりますが、帰還困難区域の中の住民とまた話をする機会というのは考えているのかどうかお聞かせください。
- ○議長(塚野芳美君) 企画課長。
- ○企画課長(林 紀夫君) ご質問にあったように、我々としても帰還困難区域の住民の皆様と意見を重ねてまいりたいと思っております。近々では、来月の上旬にですが、行政区単位で意見交換ということを計画しておりまして、まずはここでの意見交換をもとに全体構想まで結びつけられればと思っておりますし、計画の進捗度合いの過程でその都度その都度皆様と意見交換、それから計画の内容の確認という形でしていただければと思いますので、今後もそのような考え方で住民の皆様と確認をしていただきながら意見交換をするという場を設けていきたいと思います。

以上です。

- ○議長(塚野芳美君) 6番、遠藤一善君。
- ○6番(遠藤一善君) ぜひともそういう形で、ある程度住民から提案だけではなくて、町からもある程度提案的なもの、そしてこの夜の森の桜に関しては、まず桜に大きなインパクトを持って、その

周辺部に居住スペースというか、そういうものを考えていくというぐらいの大きな考えを持って、大胆な発想で国と交渉に臨んでいただきたいと思いますので、ぜひとも計画の中で住民とコンセンサスを得られるようにしていっていただきたいと要望しておきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、2番の消防体制ですが、先ほど町長の答弁に大きな実働部隊、実働班が3つできているわけですけれども、それぞれに割り振る方向で本団と協議をしていくというような話があったのですが、もうちょっと詳しくそれぞれに割り振るというのがどういうことなのかお願いします。

- ○議長(塚野芳美君) 生活環境課長。
- ○参事兼生活環境課長(渡辺弘道君) それでは、具体的にお答えさせていただきます。

特に富岡班の使用する屯所ということで、富岡地区につきましては上郡山及び本町屯所、夜の森地 区につきましては杉内及び上手岡屯所、災害復旧工事が終了した4カ所の屯所を富岡班として使用す るということとしております。

以上でございます。

- ○議長(塚野芳美君) 6番、遠藤一善君。
- ○6番(遠藤一善君) 今課長から大きく4つの屯所の名前が挙がったわけですけれども、緊急の場合何が一番必要になってくるのかということを考えますと、当然後方支援が第一でありますけれども、やはり水利、先ほどお話が出たように水利の確保とか交通整理とかということになってくるわけですけれども、少ない人数で実際に震災前も分団の班によっては、サラリーマンが多くなってきておりましたので、昼間の火災であっても集まる人数が少数だったことがあるわけです。そのときにまだ町内にいたのでうまくその班とか分団の中でやりくりしていたわけですけれども、実際に今置かれている状況ですと、富岡町内に仮にいない人が駆けつけるにしても、やはりちょっと時間を要すると考えていきますと、分散をするのではなくて、緊急のときにもうここに集まると。ここにはこういう、釈迦に説法ですが、水槽式の消防と普通の消防自動車と可搬式の消防自動車があるわけですけれども、それがどこというよりも、ここに行ってその機械を動かすのだということがなければ、なかなかその機械に精通した人間がそこに偶然居合わせるということが非常に確率が悪い状態になっているので、もう少し絞った形で町内にいる消防団員を集合をするというような形をとったほうがいいのでないかと思うのですが、その辺に関してはこれだけ分散した中で人が確保できるというような状況にあるのでしょうか。
- ○議長(塚野芳美君) 生活環境課長。
- ○参事兼生活環境課長(渡辺弘道君) ご質問ありがとうございます。

今現在の富岡班の使用する車両の配置ということで今配置しているのが上郡山及び杉内屯所につきましては小型積載車、本町、上手岡屯所につきましてはポンプ車の配置をしているところです。議員ご指摘のとおり、今後富岡班及び本団とともに会合を開き、集合箇所や出場体制について協議する予定です。その中でいろいろと本団と富岡班の中で協議していきたいと思いますので、よろしくお願い

します。

- ○議長(塚野芳美君) 6番、遠藤一善君。
- ○6番(遠藤一善君) 今後協議ということなのですが、浪江町の帰還困難区域の山林火災は別としても、楢葉町の人家火災ということを考えますと、何かあったときに集まるということで、今後ということでは、例えばこれがいつ起こるかわからないという状態の中で、現在仮に今、今というのはたった今ということではなくて、今そういうような状況が起きたときに富岡班はどこに集まってどの車を使用して広域の消防署の支援をするというような形になっているのでしょうか。
- ○議長(塚野芳美君) 生活環境課長。
- ○参事兼生活環境課長(渡辺弘道君) お答え申します。

現在のところ、先ほど申したとおり、集合場所等々決定している状況でございませんので、富岡班と本団という形で体制づくりを早急に対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(塚野芳美君) 町長。
- ○町長(宮本皓一君) 議員も消防団員ということで長くご協力をいただいておりましたから、その辺については十分ご理解を賜っているものと理解しておりますが、今担当課では今後という話がありましたけれども、これらについては急を要する場面も必ずや出てくると考えておりますから、スピード感を持って対応させていただきたいと思いますし、それから今昼間の火災などの初期消火ということで、町内に消防団の数が少のうございますから、役場職員の中でこれらが2班体制で可搬、そして消防自動車を操作できるような今訓練をさせております。もう一通りの訓練は終わりまして、自在に機械器具を使用することができるようになっておりますので、この辺についてもご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(塚野芳美君) 暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時36分)

再 開 (午後 1時36分)

- ○議長(塚野芳美君) 再開いたします。
 - 6番、遠藤一善君。
- ○6番(遠藤一善君) 答弁ありがとうございます。

迅速に決定していただいて進んでいくということで。

それから、今町長の答弁にありましたように、役場の職員の消防団員も一生懸命頑張っているということで、町の一般団員も一生懸命頑張っていかなければいけないという人もたくさんおりますので、ぜひとも早急に体制を決めて、ここに集まってここに出て行くのだということを決めて周知していただければと。それによって町民も安心していけると思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいということで私の一般質問を終了したいと思います。

ありがとうございました。

○議長(塚野芳美君) 6番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。 以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、発議第2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(塚野芳美君) 次に、発議者から発案の理由を求めます。

6番、遠藤一善君。

〔6番(遠藤一善君)登壇〕

○6番(遠藤一善君) 発議第2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について内容の説明を申し上げます。

富岡町副町長の事務分掌に関する規則第2条の規定に合わせ、富岡町議会委員会条例第2条第1号 及び第2号を改正するものであります。

内容については、別紙新旧対照表をごらんください。第2条第1号、いわき支所及び郡山支所の所属に関する事務を総務常任委員会の所管する事務から削り、第2条第2号、産業復興常任委員会の所管する事務に加えるものであります。

なお、施行日は公布の日からとなっております。

議員各位のご理解とご賛同をお願いし、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塚野芳美君) 発議者からの説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

これより発議第2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(塚野芳美君) 起立全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長(塚野芳美君) 本日はこの程度にとどめ、明日午前10時より会議を開きます。 これにて散会いたします。

散 会 (午後 1時40分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

議 長 塚 野 芳 美 員 早 Ш 恒 議 久 議 員 遠 藤 善

第5回定例町議会

(第 2 号)

平成29年第5回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

平成29年6月14日(水)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第14号 平成28年度富岡町継続費繰越しの報告について

報告第15号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第16号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第17号 専決処分の報告について

議案第56号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第57号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第58号 不動産の取得について

議案第59号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

議案第60号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第61号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 委員会報告

- 1、総務常任委員会報告
- 2、産業復興常任委員会報告
- 3、議会運営委員会報告
- 4、議会報編集特別委員会報告
- 5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(13名)

1番 渡 辺 英 博 君 2番 高 野 匠 美 君

3番 渡 辺 高 一 君 4番 堀 本 典 明 君

5番 早 川 恒 久 君 6番 遠藤一善君 7番 安藤正純君 8番 宇佐神 幸 一 君 10番 高 野 泰君 黒 澤 英 男 君 11番 渡辺三男君 12番 高 橋 実 君 13番 14番 塚 野 芳 美 君

○欠席議員(なし)

○欠員議員(1名)

○説明のため出席した者

町	長	宮	本	皓	_	君
副 町	長	高	橋	浩	_	君
副町	長	滝	沢	_	美	君
教 育	長	石	井	賢	_	君
会計管理	者	三	瓶	直	人	君
参 事 総 務 課	兼長	伏	見	克	彦	君
企 画 課	長	林		紀	夫	君
税 務 課	長	小	林	元	_	君
健康福祉課	長	植	杉	昭	弘	君
住 民 課	長	斉	藤	_	宏	君
参 事 生活環境課	兼長	渡	辺	弘	道	君
産業振興課	長	猪	狩		力	君
復興推進課	長	黒	沢	真	也	君
復 旧 課	長	三	瓶	清	_	君
参 事 教育総務課	兼長	石	井	和	弘	君
拠点整備課	長	竹	原	信	也	君
参 事 郡 山 支 所	兼長	菅	野	利	行	君
いわき支所	長	三	瓶	雅	弘	君
総務課課長補	盾佐	遠	藤	博	生	君
代表監査委	員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

開議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第5回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 安藤正純君

8番 宇佐神 幸 一 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長(宮本皓一君) 皆さん、おはようございます。それでは、諮問第1号の提案の理由を申し上げます。

現在人権擁護委員として在職中の佐藤晴美氏は、平成29年9月30日をもって任期満了となるため、 同氏を再度人権擁護委員として推薦いたしたく提案するものであります。

佐藤氏は、平成10年から平成19年までの長きにわたり富岡町社会教育指導委員として乳幼児や児童、一般成人、高齢者、そして婦人など広く社会教育に携わり、平成22年6月から平成28年5月まで福島県社会教育委員として、また平成25年12月からは富岡町民生委員として積極的に活動されており、現在は郡山市内に避難されております。佐藤氏の人権擁護に関する意識は高く、本町の人権擁護委員と

して適任でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(塚野芳美君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。 討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長(塚野芳美君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長(塚野芳美君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議 規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長(塚野芳美君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 投票漏れなしと認めます。 投票を終了いたします。 議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長(塚野芳美君) 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番、高野泰君、11番、黒澤英男君、12番、 高橋実君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長(塚野芳美君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成12票、反対零票、以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件につきましては適任であるとの意見を付記して答申することに決しました。

次に、報告第14号 平成28年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) ただいまの報告に対して質問を許します。質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質問なしと認めます。

これをもって報告第14号 平成28年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第15号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。 総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長(伏見克彦君) それでは、報告第15号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について内容の説明を申し上げます。

平成28年10月及び11月臨時会並びに12月及び29年3月定例会において議決いただきました一般会計 繰越明許費設定事業につきまして、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台 帳関係事務費108万5,000円、第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、臨時福祉給付金(経済対策 分)支給事業1億2,984万9,600円、第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、農地等維持修繕工 事費1,550万円、第7款商工費、第1項商工費、事業名、富岡駅施設整備事業1億700万円及び事業名、 商業拠点施設整備事業費1,200万円、第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、道路維持管理事業 費4,500万円及び事業名、道路新設改良事業費4億4,700万円、第4項都市計画費、事業名、曲田土地区画整理事業特別会計繰出金2,000万円、第9款消防費、第1項消防費、事業名、福島県総合情報通信ネットワーク移設事業等負担金1,089万6,000円、第10款教育費、第1項教育総務費、事業名、第一中学校復旧事業費1億2,309万5,000円、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、農地等災害復旧事業補償費266万1,000円につきまして、地方自治法施行令第146条第1項の規定により平成29年度へ繰り越しいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告いたすものです。

○議長(塚野芳美君) ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第15号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。 次に、報告第16号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。 総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を拠点整備課長より求めます。 拠点整備課長。

○拠点整備課長(竹原信也君) それでは、報告第16号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告 についての内容をご説明申し上げます。

本件は、平成29年第1回富岡町議会臨時会において議決いただきました曲田土地区画整理事業特別会計の繰越明許費設定事業について、曲田土地区画整理事業特別会計、第1款事業費、第1項事業費、事業名、街路整備工事費2,000万円について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により平成29年度へ繰り越しましたので、同第2項の規定に基づき報告するものであります。

○議長(塚野芳美君) ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第16号 平成28年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。 次に、報告第17号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐朗読]

- ○議長(塚野芳美君) 内容の説明を拠点整備課長より求めます。 拠点整備課長。
- ○拠点整備課長(竹原信也君) それでは、報告第17号 専決処分の報告についての内容をご説明さ

せていただきます。

今回報告させていただきます専決第12号 工事請負契約の一部変更の専決処分につきましては、平成28年第5回臨時会におきまして同年5月24日に当初工事請負契約の締結を議決いただき工事に着手しました曲田都市計画街路4号線、JR跨線橋橋台建設工事に係るものであります。

当該工事につきましては、今回の専決処分までに2回の工事請負契約の締結を議決いただき、本年 5月31日に完成したところであります。

専決の処分につきましては、第2回工事請負契約の締結の後にさらに工事内容の一部に変更が生じたため、町長の専決処分事項の指定についての第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであり、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

今回の専決処分に係る工事内容の一部変更の主な内容につきましては、橋脚工事箇所のアスファルトとコンクリートの取り壊し数量の増であり、現場精査により変更が生じたものであります。

専決処分の工事請負金額としましては90万3,960円の増額であり、専決前の工事請負代金2億3,331万7,800円を2億3,422万1,760円に変更したものであります。今回の専決処分につきましては、工事請負代金の変更が増額として約0.4%であり、かつ500万円以下であるため、指定事項に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、専決第17号の専決処分についてご報告させていただきます。ご指導よろしくお願いいたします。

○議長(塚野芳美君) ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第17号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第56号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 提案の理由を町長より求めます。 町長。

○町長(宮本皓一君) それでは、議案第56号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本議案は、富岡町固定資産評価審査委員会の委員の選任についての同意案件であります。本審査委員会の委員である富沢真澄氏は、6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き富岡町固定資産評価審査委員会委員として再任いたしたくご同意をお願いするものであります。

富沢氏は、昭和24年9月に富岡町小浜にお生まれになり、年齢は67歳であります。昭和43年3月に 県立双葉高等学校を卒業、1年間の臨時期間を経て、翌年4月に富岡町役場に採用となりました。以 来税務課長、総務課長などを歴任され、平成22年3月に退職となるまで役場職員としてご活躍されて おります。

現職には、平成23年7月に就任され、2期6年にわたりその職責を十二分に果たされております。 冨沢氏は、長年の行政経験を持ち、特に税務に対しての知識は豊富な方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(塚野芳美君) 提案の理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

これより議案第56号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長(塚野芳美君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長(塚野芳美君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議 規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長(塚野芳美君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 投票漏れなしと認めます。 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長(塚野芳美君) 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番、渡辺三男君、1番、渡辺英博君、2番、高野匠美君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長(塚野芳美君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成12票、反対零票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

なお、ご了承賜りたいと思いますが、慣例により、本案についてはご挨拶を省略させていただきます。

次に、議案第57号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

なお、この件はさきの全員協議会で説明を求めておりますので、内容の朗読を省略をし、提案理由 の朗読のみとしてください。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を税務課長より求めます。 税務課長。

○税務課長(小林元一君) それでは、議案第57号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の改正と平成29年度の国民健康保険税の課税額算定のために所要の改正を 行うものであります。

地方税法施行令の改正については、税額の軽減判定を行う上での所得基準額が拡大されたものによる改正であります。

次に、課税額算定のための改正については、本年度の国民健康保険税を算出するに当たり、前年度

と比較しまして算定の基礎となる所得割課税額の減額、また国保加入者の被保険者数の減少、さらに は軽減世帯数の増加などにより、1人当たりの調定額及び1世帯当たりの調定額がそれぞれ増額とな ることから国民健康保険税の課税根拠となる所得割額、均等割額、平等割額を引き上げしております。

なお、資産割額については、平成30年度から国民健康保険事業が県との共同運営となり、算出方式 の統一に向け段階的に縮小し、廃止の方向となることから引き下げをしております。

それでは、議案第57号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明いたします。 1ページをごらんください。本則、第3条から第5条の2にかけましては、医療一般に係る規定であり、第3条では所得割額「100分の5. 10」を「100分の6. 75」に、第4条では資産割額「100分の26. 50」を「100分の19. 87」に、第5条では均等割額「2万8,600円」を「3万2,800」に、1ページから2ページにかけての第5条の2では、平等割額「2万2,000円」を「2万4,000円」に、特定世帯では「1万1,000円」を「1万2,000円」に、特定継続世帯では「1万6,500円」を「17万8,000円」に改めるものです。

次に、2ページの第6条から第7条の3にかけましては、後期高齢者支援金に係る規定であり、第6条では所得割額「100分の2.04」を「100分の2.060」に、第7条では資産割額「100分の9.88」を「100分の7.41」に、第7条の2では均等割額「1万1,500円」を「1万2,300円」に、第7条の3では平等割額「8,800円」を「9,600円」に、特定世帯では「4,400円」を「4,800円」に、特定継続世帯では「6,600円」を「7,200円」に改めるものです。

次に、3ページの第8条から第9条の3にかけては、介護給付金に係る規定であり、第8条では所得割額「100分の1.64」を「100分の2.53」に、第9条では資産割額「100分の8.35」を「100分の6.26」に、第9条の2では均等割額「1万2,700円」を「1万4,400円」に、第9条の3では平等割額「7,000円」を「8.000円」に改めるものです。

次に、第23条は、国民健康保険税の減額規定であり、3ページから4ページにかけての第23条第1号については7割軽減とする世帯の減額に係る改正であります。税率、税額については、アからカの記載のとおりの改正となります。

次に、4ページから5ページにかけての同条第2号については、5割軽減の減額対象となる世帯の 規定であり、軽減判定所得の算定において乗ずる金額を「26万5,000円」を「27万円」に改正し、税 率、税額についてはアからカの記載のとおりの改正となります。

次に、5ページから6ページにかけての同条第3号については、2割軽減の減額対象となる世帯の 規定であり、軽減判定所得の算定において乗ずる金額を「48万円」から「49万円」に改正し、税率、 税額についてはアからカの記載のとおりの改正となります。

なお、本条例の附則といたしましては、施行期日を公布の日から、適用については平成29年4月1日から適用するものとしております。

以上が本条例改正の内容であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(塚野芳美君) 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

これより議案第57号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(塚野芳美君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 不動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長(林 紀夫君) それでは、議案第58号 不動産の取得についての提案の内容をご説明申 し上げます。

取得を予定いたします不動産は、積水ハウス株式会社郡山支店が本町との災害公営住宅整備事業基本協定に基づき建設整備を進めております第2期第2工区の災害公営住宅1棟40戸でございます。今般建設工事が進捗いたしまして、当初の予定のとおり本年8月末までには鉄骨づくり3階建て2LD Kタイプ27戸、2DKタイプ13戸、計40戸の住宅1棟並びに物置、駐車場、附帯施設の引き渡しが可能となることが確認できたことから、基本協定に基づきまして整備不動産を引き受けをいたすために当該不動産の売買契約を締結しようとするものでございます。

議案第58号別紙資料1をごらんいただきたいと思います。基本協定に基づき積水ハウス株式会社が建設整備しました不動産を本町が11億2,936万3,560円で買い取り、積水ハウス株式会社は平成29年8月31日までに引き渡すといたしました富岡町災害公営住宅整備事業第2期第2工区売買契約書の案でございます。また、取得いたします住宅の配置や間取り等につきましては、議案第58号別紙資料2にお示しをしておりますので、ご確認をくださるようお願いを申し上げたいと思います。

なお、第2期第3工区として建設整備に着手しております集合住宅1棟50戸につきましては、建設

工事の進捗に合わせまして当該不動産の買い取り契約の締結を準備してまいりたいと考えております ので、申し添え、ご理解を賜りますようお願いをいたしたいと思います。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(塚野芳美君) 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

これより議案第58号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(塚野芳美君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休議いたします。

休 議 (午前10時55分)

再 開 (午前11時10分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

次に、議案第59号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。 総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

- ○議長(塚野芳美君) 内容の説明を総務課長より求めます。 総務課長。
- ○参事兼総務課長(伏見克彦君) それでは、議案第59号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第2号)の内容についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、当初予算において年間予算を編成したところであり、特に緊急性が高く、町政執行上真に必要とされるものについて既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億2,244万8,000円を 追加し、予算総額を201億1,134万5,000円とするものであります。

3ページをお開き願います。初めに、第1表、歳入歳出予算補正の歳入についてご説明申し上げます。第11款分担金及び負担金、第1項分担金1,000万円の増額は、仏浜踏切閉鎖に伴うJRからの負担金を計上したものでございます。

第13款国庫支出金27万7,000円の減額は、第2項国庫補助金において生活支援バスの運行路線縮小に伴い、被災者総合支援交付金597万円を減額する一方で、災害支援金の財源として地方創生推進交付金200万円を増額したことにより397万円を減額し、第3項国庫委託金において公有施設の機能回復に係る調査設計委託料の財源として福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金369万3,000円を増額したことによるものです。

第14款県支出金、第2項県補助金364万円の増額は、えびす講市事業補助金の財源として福島県事業再開帰還促進事業交付金400万円の増額などによるものであります。

第17款繰入金、第2項基金繰入金1億908万5,000円の増額は、JR跨線橋橋梁上部床版工事の財源 として福島再生加速化交付金基金繰入金382万5,000円を増額し、合わせて事業費及び財源等の精査に より財政調整基金繰入金7,083万5,000円を増額したことによるものであります。

以上、歳入の補正予算総額を1億2,244万8,000円としたものであります。

次に、歳出について申し上げます。4ページをお開き願います。第2款総務費834万8,000円の増額は、第1項総務管理費において公有施設の機能回復に係る調査設計委託料、郡山支所管理費、集会所の補修工事費など797万9,000円を増額し、第2項戸籍住民基本台帳費において給与費36万9,000円を増額したことによるものであります。

第3款民生費663万2,000円の増額は、第1項社会福祉費において自立支援事業費、国保会計及び介護保険会計への繰出金など1,122万6,000円を増額する一方で、第3項災害救助費において生活支援バスの路線縮小による運行委託料の減額などによりまして459万4,000円を減額したことによるものであります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費39万5,000円の増額は、水銀血圧計等の改修処分料負担金の増額であります。

第6款農林水産業費、第1項農業費948万円の増額は、多目的集会所補修工事費、営農再開支援事業として栽培支援金、転作等購入補助金などの増額によるものであります。

第7款第1項商工費800万円の増額は、えびす講市など商工催事補助金を計上したものでございます。

第8款土木費5,637万5,000円の増額は、第2項道路橋梁費においてJR跨線橋の橋梁上部工工事費 及び迂回路の設計委託料など5,500万円を増額し、第5項住宅費において住宅管理事務に係る臨時雇 用職員人件費137万5,000円を計上したことによるものであります。

第10款教育費3,321万8,000円の増額は、第3項中学校費において第一中学校屋内プール整備の実施設計委託料3,000万円の増額、第5項社会教育費において成人式典費用及び実施設計委託料247万円の増額、第6項保健体育費において総合体育館の給水配管工事費74万8,000円の増額によるものであり、歳出の補正予算総額を1億2,244万8,000円としたものであります。

以上が今回の補正の予算の概要でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塚野芳美君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を 行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めことにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。10ページをお開きいただきたいと思います。10、11ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 12、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 18、19ページ。

6番、遠藤一善君。

- ○6番(遠藤一善君) 19ページ、6款の1項の説明のところの003の栽培支援金なのですが、この栽培支援金というものはどのような栽培に対する支援金なのか説明をお願いいたします。
- ○議長(塚野芳美君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(猪狩 力君) こちらにつきましては、新規就農者と農業担い手を確保し、地域活性化と魅力ある新しい農産物の創出に向けたワイン用ブドウの栽培資金として補助するものでございます。

以上です。

○議長(塚野芳美君) よろしいですか。

6番、遠藤一善君。

- ○6番(遠藤一善君) もう一点。7款の商工費なのですが、きのうの町長の説明の中でえびす講市 と夏祭りの話もあったかと思うのですが、先ほどの総務課長の説明ですと、えびす講市の補助金とい うような形での説明だったのですが、これはえびす講市単体の補助金になるのでしょうか。
- ○議長(塚野芳美君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(猪狩 力君) こちらの予算800万円につきましては、えびす講市単体のものとなります。あわせまして夏祭りの補助につきましては、中小企業基盤整備機構で出しております警戒区域が受けることができますにぎわい回復支援事業というものがございまして、復興の集い2日間を実

施した際には、この制度を活用させていただいて実施しておりますが、この制度を活用したい。なお、こちらにつきましては、商工会とか観光協会とかまたは実行委員会とかそういった団体が直接受ける補助ということでございます。町は、これにつきまして支援をしたいと。町が国に対する意見書等を出すことによって受けられるというものでございます。

以上です。

- ○議長(塚野芳美君) よろしいですか。
- ○6番(遠藤一善君) はい。
- ○議長(塚野芳美君) そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) なければ、20、21ページ。

13番、渡辺三男君。

○13番(渡辺三男君) 13の委託料の第一中学校施設整備事業費、きのうも一般質問の中で屋内プールの件の議論していたかと思うのですが、私聞き取ったのが教育総務課長は、学校施設ですので、生徒だけが使うプールではなくて一般も使えるような方向で考えるなどという話あったかと思うのだけれども、我々に説明したときには学校だけのプールという説明だったのです。小学生低学年に関しては、引き板、浅くしなくてはならないから引き板を引いて使うと。そこの中でできるだけ引き板ではなくて管理するのに楽なように浅いところと深いところをつくったらどうですかと言ったはずなのですが。

あと町長の答弁だと、学校だけという話があったかと思うのですが、何かこの委員会の説明からい ろいろ変わってきているように感じるのですが、最終的にはどういうプールをつくるのですか。

- ○議長(塚野芳美君) 教育総務課長。
- ○参事兼教育総務課長(石井和弘君) お答えいたします。

委員会の中でご説明をさせていただいたプールにつきましては、小学校、中学校が使えるようなプールということでご説明をさせていただきました。

なお、その仕組みにつきましては、プールの底に敷き板を引いて安全性を確保したりということで、 基本的には学校用プールということで整備したいと考えてございます。

ただ、ほかの自治体等々でも一般開放している場合もございますので、それにも対応できたら、対応できるものが仕組みとしてできればいいのかなということできのうお答えをさせていただいてございます。基本的には、学校プールということで町長のお答えどおり整備したいと考えてございます。以上です。

- ○議長(塚野芳美君) 13番、渡辺三男君。
- ○13番(渡辺三男君) そうしますと、基本的に学校プールということですので、学校の生徒が使うだけのプールにするのか。でないといろいろ予算の面とかそういう面が違ってくると思うのです。今

のプールと同程度のものをつくるということですので、一般町民が入れるようなプールとなるとそれでは機能が果たせないのかなと思うのです。だから、その辺はやっぱりきっちり決めて調査とか設計に入らないとなかなか雲をつかむような話では調査設計もままならないのかなと思うのです。その辺どうなのか。

私、今ここに予算上程してきていながら決まっていないというのは理解できないのです。といいますのは、きのうの議論も私はあってしかるべきかなと思うのですが、公共の工事というものは50年、60年使うわけです。そういう中で、幾らいいものをつくっても10年たつと時代おくれになってしまうのです。だから、もうつくるものに関してはよほど気をつけて先端を行かないと10年後には失敗したという話になりますので、その辺を十分検討しながらやっていただきたいと。

そういう状況の中で、今予算上げてきてはっきり決まっていないというのは私理解できないのですが、その辺はどっちでつくるのですか。

- ○議長(塚野芳美君) 教育総務課長。
- ○参事兼教育総務課長(石井和弘君) お答えいたします。

学校用プールでございます。学校用プールをつくるということでございます。大変申しわけございません。きのうの発言の中で一般の方も使えるような仕組みができたらというような発言でございますが、施設自体は学校用プールをつくるということで考えてございます。その考えのもとに今設計等々も考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(塚野芳美君) 教育長。
- ○教育長(石井賢一君) 今の件について、プール建設に関しては今課長が説明したとおりであります。

使用については、子供たちを中心に使わせていこうとは思っていますが、今学校を再開するに当たり、富岡にとって何が必要かと考えた場合に、子供たちが戻ってくる環境というものは、学校を整備するだけではなかなか子供たちが戻ってくる環境にはなっていないだろうと思います。

数日前西原地区を歩いておりましたらば、イノシシに出会いました。そういうことを考えれば、なかなか曲田地区だけで生活している分にはにぎわいもあっていいだろうと思うのですが、各家庭がそれぞれの地域で住んだ場合に子供たちが本当に安心して住んでいける環境というのはこれから整備していく必要があるだろうと思います。

そういう意味では、学校の中で子供たちが過ごせる環境を最大限つくっていこうと思っています。 それは、ある意味ではふだんの生活、場合によっては夏休み、そういう期間中も家庭ばかりではなく て、学校の中で生活していける環境をつくっていくことが安全、安心につながっていくだろうと思い ますので、そういう意味では保護者が来て学校プールの中で子供と一緒に過ごすこともある程度将来 的には想定することも考えていかなければならないと思っております。 ただ、今現状では、子供たちが使えるプールをつくっていこうと思っておりますが、将来的にそういうことも考えてきのう課長から若干一般の方も使えるようなニュアンスのことも話させていただきましたが、基本的には子供たちを中心に考えております。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(塚野芳美君) 13番、渡辺三男君。
- ○13番(渡辺三男君) 教育長の話聞いて余計わからなくなったのです。

やっぱり学校を再開するのですから、子供たちがうらやむようなものをつくってほしいのです。そういうものをつくってほしいのにもかかわらず、将来的には父兄も一緒にプールに入って遊べるようなものをつくりたい。だから、どういうものをつくりたいのですかということ。子供なら子供だけでいいのです。子供だけにするとすれば、前の説明の中で小学生低学年は深いプールでは無理だから引き板を引いて使われるようにしたいのだと、そんな話も聞きました。都会のほうでは、当然場所が狭いので、そういうケースいっぱいあるのです。ただ、引き板が30キロくらいあると言っていました。ただ、水の中ですからもっと扱いやすいのかなと思うのですが、そういう引き板を入れたり出したりすることによって先生方にもかなり負担がかかってくると。いろんな面で負担がかかってしまうのかなと思うのです。

場所設定の部分もあろかと思うのですが、浅い場所、深い場所、2種類をつくれれば一番いいのかなと思うのですが、その辺は教育総務課で十分検討して、将来的に先生方にも負担がかからないような仕組みにしてもらえればありがたいと私考えているのですが、将来的には父兄も一緒に入るようにするということは、やっぱり大きくしたりまったりしなくてはならないと思うのです。その辺もう一回どういうことなのかお聞かせください。

- ○議長(塚野芳美君) 教育長。
- ○教育長(石井賢一君) 説明が大変曖昧で申しわけありませんでした。

基本的には、30年中にプール建設に向けては子供が使うプールということで進めていきたいと思います。余計な話しして申しわけありませんでしたが、子供が使うプールということで、子供たちが安心して使えるプールをぜひつくりたいということであります。

- ○議長(塚野芳美君) そのほかございますか。5番、早川恒久君。
- ○5番(早川恒久君) 今の関連なのですけれども、きのう私一般質問させていただいたのですが、 きのうのお答えですと、町民も使えるようにしたいと答弁いただいたのですけれども、今の答弁聞く と町民は使えないと変わったのでしょうか。その辺ちょっと確認をしたいと思います。
- ○議長(塚野芳美君) 教育長。
- ○教育長(石井賢一君) プールの仕組みについて若干お話させていただきますと、今回作成するプールについては更衣室並びにトイレ等も整備しますので、仕組みを変えることによって一般の方も使

用可能ではありますが、建設については先ほど説明したとおり子供が使える、なおかつ中学生、小学生が使えるというそういう仕組みのプールでありますので、あくまでも今回建設に当たっては子供が使う、これに限定させていただきたいと思っております。

- ○議長(塚野芳美君) 5番、早川恒久君。
- ○5番(早川恒久君) きのうの答弁は何だったのですか。訂正していただかないと。一般質問で全部議事録残って議会報に載るわけです。どう議会報に載せるのですか。
- ○議長(塚野芳美君) ちょっと待ってください。

教育総務課長、きのうの中で細かく言えば大人が使えるかどうか検討をすると、大人も使えると言ったわけではないわけですから、その辺をもっと整理してお答えください。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長(石井和弘君) お答えをいたします。

きのうのご答弁の中で基本的には学校プールということでお答えさせていただいたつもりでございます、学校用プール。一般用にも開放できる仕組みができたらということで検討はしていくというようなニュアンスで私お答えをさせていただいたと思ってございます。

先ほど今回の学校用プールでございますが、設備的には当然学校用プールということで小学校、中学校の子供たちが安全に入れるプールと考えてございます。あわせて一般の方も使えるような仕組みができたらということでの発言をさせていただいたところでございます。なので、一般の方が入れるような設備をするということではなくて、実質的に一般の方が来ても簡易に利用できるような仕組みも考えていきたいなということでございます。

〔何事か言う人あり〕

- ○議長(塚野芳美君) 町長。
- ○町長(宮本皓一君) きのうの一般質問の中で私学校用プールですということをはっきり明言させていただきました。町民が学童が使うプールを利用するような形態というものは今のところ考えてございません。

そして、町民用に今までリフレ富岡というプールがあったわけですが、これらのものが今後町民の 健康増進のために必要であるということであればまた新たに考えていきたいと考えておりますので、 ご理解をいただきたいと思います。

○議長(塚野芳美君) よろしいですね。

5番、早川恒久君。

○5番(早川恒久君) 私もリフレ富岡の再開ということで当初最初は質問させていただいたのですが、そういうコストの面とかそういうものも踏まえた上で一緒に使えるプールということもお話させていただいたのですが、所管の問題とか予算、補助金の問題とかあとはつくりの問題とかそれは十分理解していますけれども、課長からそういう形でやりますときのう答弁ありましたよ、議事録見れば

わかりますけれども。ですから、その辺はできる、できないとかその辺はしっかりとした答弁していただかないと、議事録に残っていますので。それは、もうこれで私も理解しましたけれども、できないならできない、やれるならやれるとか、その辺をはっきり答弁していただかないと。ほかのこともそうですけれども、これは本当にやる、やらない、やるかやらないかというものは全然違うわけですから、しっかりとした答弁していただかないと困りますので、その辺よろしくお願いします。

- ○議長(塚野芳美君) 教育総務課長。
- ○参事兼教育総務課長(石井和弘君) お答えいたします。

説明不足で大変申しわけないと思ってございます。今回のプール建設につきましては、十分いろいろ研究してございました。学校用プールということで当然整備するわけなのですが、今ほかの自治体等々でもそのプールを一般開放している、既存のプールを使って一般開放している例もありますので、そのような仕組みも考えていきたいというような趣旨での発言でございましたが、十分説明が不足してございましたと思ってございます。今後十分注意させていただきたいと思います。

- ○議長(塚野芳美君) 教育長。
- ○教育長(石井賢一君) 昨日の課長の答弁につきましては、今課長の説明のとおりであります。 ただ、方針としましては、最後に町長から説明があったとおり、学校プールですので、子供たちが 使うプールということを考えております。
- ○議長(塚野芳美君) そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) なければ、22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番(渡辺三男君) 私の所管が大半なのですが、今から質問させていただくのは。ということで、 総括でやらせていただきます。

まず、商工業振興費のえびす講市ですか、これは委員会での説明のときには今までどおり商工会とか観光協会とかが復活していて、そちらから要望が来てやるのかなと思っていたのですが、何か話を聞くと観光協会は休止していると。商工会は、多分動いているのかなと思うのですが、実態はどうしてやるのか。町が前面に出てやるのか、それとも商工会がある程度震災前のような状況で運営するのか、その辺お聞かせください。

あと最近は私いろいろ不信感持ってきているのですが、富岡町4月1日に解除しましたと。解除してから環境省の動きが非常に悪くなったと。私にいろんな情報入ってくるのですが、きのうからけさにかけてまたいろんな情報入ってきたのですが、まず解体の件。解体は、我々に説明していたのは、

2月に800棟発注して4月からコンスタントに100棟ずつ解体して年内に大体完了目標だという話ししていたと思うのです。それが返してみれば、4月からその後の工事の解体件数がまだ50棟か60棟。年内12月まであと200棟くらいしか環境省から来ないだろうと。そんな話なのです。そうすると、多く見積もっても12月まで300棟。我々に言っていた800棟とは桁違いなのです。その辺どうなっているのか。

あとはフォローアップ除染。フォローアップ除染は、高いところは次から次にフォローアップ除染をして、将来的には1ミリを目指すのだよと。それで、自然減衰で目指すのか除染をして目指すのかということに対しては、除染をして目指しますよという回答だったかと思うのですが、全然フォローアップ除染も出てこないと。中身を聞きますと、川南工区はフォローアップ除染も大半終わっているのかな、1回目は。川北工区が全然来ないと。そういう状況です。

あとは際除染。際除染は、本来であれば4月1日の解除のときには全部1回はやっていなくてはならないものをそれがおくれていると。今現実どれだけ発注しているのか。幾らも発注していないのかなと私は思うのです。

あとは困難区域の夜の森地区。解体120棟入札で取っている会社があります。そこの困難区域の解体したものをどこに持っていくのか。そういうことも町とは協議して詰めているのかなと思いますので、その辺をぜひお聞かせください。恐らく困難区域のものは、解除した区域には持っていかないと思います、持っていったのであれば不自然ですから。といって仮置き場にでは入れるのかということになれば、仮置き場には困難区域の以外のものを入れますよという話していたと思うのです。では、どうするのだということになるのです。だから、そういうもろもろのことを約束事何にもやらないで自分たちの工事だけ粛々と進めていくと。エコテックです。全て解体もフォローアップ除染も際除染も困難区域の中のもろもろの工事もエコテックの最終処分場も全部環境省なのです。自分たちが有意義な部分だけを粛々と進めて、我々と約束交わしたものを全然やらないというのはどういうことなのですか。町で聞いているのであれば、その辺もろもろ教えてください。

- ○議長(塚野芳美君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(猪狩 力君) お答えいたします。

まず、1点目のえびす講市に関する実施する形態と及び町のかかわりはというようなご質問かと思います。こちらのえびす講市に関しましては、商工会が主体となって実行委員会を組織し、その中に実行委員会の中に町も入りかかわって実施していくというスタイルで考えてございます。

なお、実行委員会に入るメンバーにつきましては、いろいろと検討中でございますが、そのような 実行委員会スタイルで実施したいと考えてございます。

以上です。

- ○議長(塚野芳美君) 復興推進課長。
- ○復興推進課長(黒沢真也君) ただいまのご質問4点あったかと思っております。

まず、解体の件につきまして、4月から100棟ずつ完了して年内には終わるという約束で、なかなか進んでいないという状況でございますが、こちらにつきましては先般環境省の解体の部門ともちょっと打ち合わせをしておりまして、町からもきちんと順調に出すようにということで要請をしておりまして、今その状況を見守っているところでございます。

議員ご指摘のように、ある時期に固まって出されたのでは交通渋滞等が起こるということはさんざん町からも環境省に申し入れをしておりますので、今その状況を見守っているところでございます。

それから、フォローアップ除染につきましては、除染をして1ミリシーベルト以下というものを目指すということでございまして、現在も既に帰還をしている人あるいは帰還を目指しているような方、帰還したいという思いを持っている方に関してのそういった要望を受けておりまして、こちらについて早急に除染を進めていただけるように環境省とも調整をしております。こちらの状況につきましても、なかなか進みぐあいが見えていないということもございますので、環境省にさらに働きかけをしてやっていきたいと考えております。

それから、3点目際除染について。際除染につきましては、現在小浜、王塚地区、それから大菅地区の大熊町との境ということで実施しておりまして、こちらにつきましては既に全て同意をとってやるべき箇所の除染を現在進めておるところでございます。

それから夜の森地区、こちらにつきましての解体、こちら120棟ということで、現在はその同意取得を進めておりまして、同意が整ったものから3者立ち会いということで実施しております。

その解体したものをどこに持っていくのかということにつきましては、現在深谷の小良ケ浜の仮置き場、そちらに今置いてあるものを現在の焼却炉に持っていく作業がこれから始まります。そちらの空き状況、その空いたところに解体したものを持っていくという方法になっておりますので、ご理解よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(塚野芳美君) 13番、渡辺三男君。
- ○13番(渡辺三男君) えびす講市の件はわかりました。安心しました。商工会が主体になって、あと実行委員を組んで組織してやるということで一安心しました。やっぱりそういう事業に関しては、観光協会とか商工会が主体にならないとなかなか難しい部分があるのかなと思いますので、ぜひそうお願いしたいと思います。

あと今のもろもろの除染から解体、もろもろ私質問させてもらいましたが、執行部に質問するのは 非常に恐縮なのです、実際約束守らないのは環境省ですから。だから、本来であればこの辺で休議し て環境省を呼んで質疑応答したいのです。

議長、どうですか。でないと環境省は、約束を守ってくれないです。

○議長(塚野芳美君) 今急に休議をして、それで環境省を呼ぶというのは物理的に不可能ですから、 それは後日改めて町長からセッティングしてもらうということになろうかと思います。

- ○13番(渡辺三男君) 物理的には不可能という話になっても、ここの役場の中にも環境省がいるし、 みんなそれぞれいるのです。
- ○議長(塚野芳美君) あそこは窓口だけで、実質的なものは処理できませんので、窓口業務ですから。それは、やはり今この場でというのは無理です。
- ○13番 (渡辺三男君) わかりました。

正直言って、環境省が約束守らないのであれば、エコテックはあしたからもう工事ストップしてください。でないと約束を守ってくれないです、環境省は、もろもろの工事。

私委員会でも再三言っていましたが、私の土地の不信感を何回も私訴えました。それは、自分のところでどうだこうだではなくて、ほかの町民もそういう状況になっていたら町民はどうするのだという訴えをしていたつもりなのです。それがとんでもない話になって、今現実的に私の境界のところから30センチ土をとっています。恐らく富岡町では、そんなにとっているところはいまだかつてないと思います。30センチとっているのです。私もびっくりしました。そのくらいデータに誤りがあったということなのかなと私は思っているのです。そういうことをほかの町民やられたらどうなるのですか。

我々は、町、また町民の利益のためにこういう場所にいるのです。環境省の利益のためにいるのではないのです。その辺をしっかりやってもらわないと困るのです。

町長、どうでしょう。

- ○議長(塚野芳美君) 滝沢副町長。
- ○副町長(滝沢一美君) 今議員の指摘については、先ほど課長からも答弁がありました。

それで、環境省にはその旨をお話しし、話し合いは続けているところではございますが、なお今回 議員からありましたことにつきましてもお話しするのは当然でございますし、また時間が許せば環境 省に来ていただいてこういう説明を、今までの実態を本当にこういうことなのだというようなことも お話をしていただきながら環境省との意見交換をする時間を議長と相談し、許すのであればそういう 時間をとりたいと。私からも町長からも環境省にお伝えし、進めさせていただきたいと思いますので、 ご理解をよろしくお願いします。

- ○議長(塚野芳美君) 13番、渡辺三男君。
- ○13番(渡辺三男君) はい、わかりました。

普通の事象と違うわけですから、我々6年避難していたのは何で避難していたのですかということなのです。何とか戻れる。問題点をクリアしながら、まだ早いだろうとか遅いだろうといろんな議論あった中で執行部とともに我々判断したわけですから、それもやっぱり環境省とか国の機関に期待を持っていた部分いっぱいあると思うのです。その期待を裏切られたら町民なんか戻ってこれません。学校プールをどんな立派なものつくっても誰も来ないです。一番根っこにあるもの何ですかということなのです。その約束事を国の機関が守らないというのは、私は非常に納得できないのです。それで、協議しています、協議しています、3カ月も半年も協議していたら、その間誰が被曝するのですかと

いうことなのです。町民でしょう。環境省が被曝するのですか。本当に真剣に受けとめて国の機関と 我々議会、執行部が一丸となってやりましょう。でないと国は動かないです。どうですか。

○議長(塚野芳美君) 企画課長。

○企画課長(林 紀夫君) 前段で我々としましても環境省、その他の動きが鈍いというところは承知というか認識しておりまして、今調整中ではございますが、来週に復興庁、環境省、それから財務省、その他関係省庁にさまざまな要望をしてまいりたいと思っております。その中で環境省に対する要望ということにつきましては、総体的な話ではなくて、かなり具体的な要望もしてまいりたいと。今議員がおっしゃったようなことも含めて要望してまいりたいと。かつ昨年から続けております除染解体推進会議を定期的にやっております。ここで現場の進捗状況、それから課題等々を復興庁、それから環境省、我々、福島県も交えて定期的に検証、それから督促していくというようなことを続けてまいりたいと思っております。

以上です。

- ○議長(塚野芳美君) 町長。
- ○町長(宮本皓一君) 議員ご指摘十分私も理解できます。

これらのものが進捗しないとなかなか町民の帰還というものにつながらないと考えますし、さまざま今までも環境省には町から提言をしたり、そして町民からいただいたことをそのまま環境省に伝えているわけですが、これらがまだまだ環境省の対応が不足だということでありますから、私から環境省を呼んで、そして皆さんと一緒にこれらのものを解決するためにテーブルをつくりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(塚野芳美君) そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) なければ、質疑を終了いたします。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

これより議案第59号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(塚野芳美君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休議します。

休 議 (午前11時55分)

再開 (午前11時56分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

次に、議案第60号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題と いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(植杉昭弘君) それでは、議案第60号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会 計補正予算(第1号)の内容についてご説明申し上げます。

今回補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ353万2,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ32億9,032万6,000円とするものです。

今回の補正の主な内容は、国民健康保険医療費一部負担金等の免除が新たな転入者や上位所得層などはなくなるなど事務が複雑化することから東日本大震災特別措置対応事務として、これらを業務知識などのノウハウを持つ業者へ委託し、確実に事務を遂行するためのものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。それでは、27ページをごらんください。第9款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費等繰入金として353万2,000円を増額するもので、歳入総額を32億9,032万6,000円とするものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。28ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は、東日本大震災特別措置対応委託料の増額などにより353万2,000円を増額するもので、歳出総額を32億9,032万6,000円とするものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塚野芳美君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、一般会計に準じて進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたしますが、この件につきましては項目が少ない ことから一括して質疑を賜ります。項別審査で質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。 討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

これより議案第60号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(塚野芳美君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といた します。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(植杉昭弘君) それでは、議案第61号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補 正予算(第1号)の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ516万9,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ15億8,717万5,000円とするものです。

今回の補正の主な内容は、さまざまなケースで控除を必要とする町民一人一人に職員が直接向き合いながら時間をかけ問題の解決を図ることができるよう複雑で事務量が膨大化している要介護認定業務等を業務知識などのノウハウを持つ業者へ委託し、確実に事務を遂行するためのものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。39ページをごらんください。第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は、地域支援等事業交付金見込額の増として65万円を増額するものです。

第5款県支出金、第2項県補助金は、国庫支出金同様地域支援事業交付金見込みの増として32万 5,000円を増額するものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、介護給付費繰入金など419万4,000円を増額するもので、歳入合計において516万9,000円の増額補正とするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。40ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は、要介護認定事務委託料として350万円を増額するものです。

第3款地域支援事業費、第2項包括的支援事業費は、地域包括非常勤嘱託員の報酬等として166万

9,000円を増額するもので、歳出合計において516万9,000円の増額補正とするものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塚野芳美君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件につきまして も項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

44ページから48までございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

これより議案第61号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いた します。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(塚野芳美君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしまして、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開催時刻と場所について申し上げます。この後直ちに第一委員会室において総務常任委員会、第二委員会室において産業復興常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第二委員会室で、終わりましたらば議会報編集特別委員会を第一委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、12時20分まで休議いたします。

休 議 (午後 零時05分)

再 開 (午後 零時20分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○委員会報告

○議長(塚野芳美君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

5番、早川恒久君。

〔総務常任委員会委員長(早川恒久君)登壇〕

〇総務常任委員会委員長(早川恒久君) 報告第18号、平成29年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、早川恒久。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、6月14日午後零時7分より富岡町役場第一委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

- 記、1、所管事務の調査。(1)総務課に関する件、(2)企画課に関する件、(3)税務課に関する件、(4)住民課に関する件、(5)健康福祉課に関する件、(6)教育委員会に関する件、(7)出納室に関する件、(8)議会事務局に関する件。
 - 2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。
- 3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。
- ○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議 ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

13番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長(渡辺三男君)登壇〕

○産業復興常任委員会委員長(渡辺三男君) 報告第19号、平成29年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、6月14日午後零時6分より富岡町役場第二委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

- 記、1、所管事務の調査。(1) 復旧課に関する件、(2) 復興推進課に関する件、(3) 拠点整備 課に関する件、(4) 農業委員会に関する件、(5) 産業振興課に関する件、(6) 生活環境課に関す る件、(7) いわき支所に関する件、(8) 郡山支所に関する件。
- 2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局 長。

- 3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。
- ○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご 異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

[議会運営委員会委員長(遠藤一善君)登壇]

○議会運営委員会委員長(遠藤一善君) 報告第20号、平成29年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、6月14日午後零時8分より富岡町役場第二委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

- 記、1、審査及び調査事件。(1)会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、(2)議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3)議長の諮問に関する件。
- 2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長。
- 3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。
- ○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議 ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、堀本典明君。

[議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君)登壇]

○議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君) 報告第21号、平成29年6月14日、富岡町議会議長、

塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、6月14日午後零時11分より富岡町役場第一委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

- 2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会 事務局長、庶務係長。
- 3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。
- ○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することに ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、字佐神幸一君。

[原子力発電所等に関する特別委員会委員長(宇佐神幸一君)登壇]

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長(宇佐神幸一君) 報告第22号、平成29年6月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、6月14日午後零時11分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

- 2、審査の経過。出席委員、12名、欠席委員、なし、説明の出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。
- 3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。
- ○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり 決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

- ○議長(塚野芳美君) 1番、渡辺英博君。
- ○1番(渡辺英博君) この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を 提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま1番、渡辺英博君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、渡辺英博君より説明を求めます。

1番、渡辺英博君。

- ○1番(渡辺英博君) 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。
- ○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長(塚野芳美君) 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 これをもって平成29年第5回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉会 (午後 零時30分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 安 藤 正 純

議 員 宇佐神 幸 一